

## 第2期平群町子ども・子育て支援事業計画



## はじめに



女性の社会進出や価値観の変化を背景とした晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下などにより、少子化は確実に進んでいます。また、共働き世帯の増加や就労環境の多様化、核家族家庭の増加や地域のつながりの希薄化など子育てをめぐる環境は大いに変化しており、子どもたちの健全な育成が大きな課題であるとされています。

こうした背景から、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援関連3法」を制定し、これに基づいて幼児期の教育・保育と地域の子ども子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より本格施行しました。

この「子ども・子育て支援新制度」は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すという理念のもと、幼児期の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供、地域で子どもが健やかに育成される環境整備などを進めていくものです。

平群町においては、第1期平群町子ども・子育て支援事業計画がスタートした平成27年4月に幼保連携型認定こども園を開園したり、子ども・子育て支援新制度を踏まえた多様な子育て支援施策を実施したりと、「地域で互いに支え合いながら 安心して子育てできる町 へぐり」の実現に向けて取り組んできました。

今般、第1期計画で進めてきた内容を踏襲しつつ、国の動向や子育て世帯のニーズ調査結果を考慮した「第2期平群町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで以上に子育て世帯が住みやすく、安心して子育てができる町になるよう努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ニーズ調査により貴重なご意見をいただいた町民の皆様をはじめ、慎重にご審議いただきました平群町子ども・子育て会議の委員の皆様、関係者の方々に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

平群町長 西脇 洋貴

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> . . . . .	1
1. 計画策定の背景と趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 子ども・子育て支援新制度の概要	
4. 計画の期間	
<b>第2章 平群町の子ども・子育てを取り巻く現状</b> . . . . .	5
1. 人口等の動向	
2. 家庭や地域の動向	
3. 子どもの状況	
4. 教育・保育の状況	
5. 母子保健事業等の状況	
6. ニーズ調査結果からみる現状	
<b>第3章 第1期計画の主な取り組み状況と次期計画への課題</b> . . . . .	29
1. 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	
2. 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	
3. 平群町を取り巻く課題と計画策定に向けた視点	
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	40
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 計画の体系	
<b>第5章 施策の展開</b> . . . . .	44
基本目標 1 すべての子育てを支援する仕組みづくり	
基本目標 2 健やかに生み育てる環境づくり	
基本目標 3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	
基本目標 4 仕事と家庭生活を両立させる社会づくり	
基本目標 5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり	
<b>第6章 教育・保育及び地域子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策</b> . . . . .	59
1. 教育・保育提供区域の設定 . . . . .	60
(1) 区域設定の考え方	
(2) 区域設定	
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 . . . . .	61
(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み	
(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期	
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 . . . . .	64
<b>資料編</b> . . . . .	72

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など将来的に社会や経済に影響を与える懸念のある課題が国全体で深刻化しています。少子化の要因として、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに対する不安感などが指摘されています。

国では、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、少子化対策として総合的な取り組みを進めていましたが、平成 19 年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、「少子化対策」から社会全体で子育てを支える「子ども・子育て支援」を目指すこととされました。そうした中で、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に制定され、平成 27 年度からは「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

平群町では、平成 17 年 3 月に次世代育成対策推進法に基づく、「平群町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年 3 月には「平群町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。また、平成 26 年 3 月には「平群町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、「地域で互いに支え合いながら 安心して子育てできる町 へぐり」を基本理念として、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指して、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

令和元年度に第 1 期計画の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や平群町の子育てを取り巻く現状、第 1 期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをより効果的かつ総合的に推進するため、「第 2 期平群町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けており、すべての18歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本町が令和2年4月からの5年間で進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえたうえで、上位計画である「平群町第5次総合計画」や関連する既存計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施するための計画とします。

## 3. 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。また、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設されました。

### (1) 施設型給付と地域型保育給付、子育てのための施設等利用給付

施設型給付	○【新制度】幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）	
地域型保育給付	○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業	○家庭的保育事業 ○事業所内保育事業
子育てのための施設等利用給付	○【新制度未移行】幼稚園 ○認可外保育施設 ○病児保育事業	○特別支援学校の幼稚園部 ○預かり保育事業 ○一時預かり事業 ○子育て援助活動支援事業

### (2) 支給認定制度

○子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所、地域型保育事業

○子育てのための施設等利用給付

認定区分	給付に係る施設・事業
新1号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第1号） 満3歳以上の小学校就学前子どもであり、新2号認定子ども・ 新3号認定子ども以外のもの	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第2号） 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就 学前子どもであり、保護者の就労等の事由により家庭において 必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 保育所
新3号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第3号） 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学 校就学前子どもであり、保護者の就労等の事由により家庭にお いて必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者 及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認定こども園 保育所、地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

13種類の事業名称	
①利用者支援事業	②延長保育事業（時間外保育事業）
③放課後児童健全育成事業	④子育て短期支援事業
⑤地域子育て支援拠点事業	⑥一時預かり事業
⑦病児・病後児保育事業	
⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑨妊婦に対する健康診査	⑩乳児家庭全戸訪問事業
⑪養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

4. 計画の期間

本計画の計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和4年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期平群町 子ども・子育て 支援事業計画	(計画期間：5年間)				



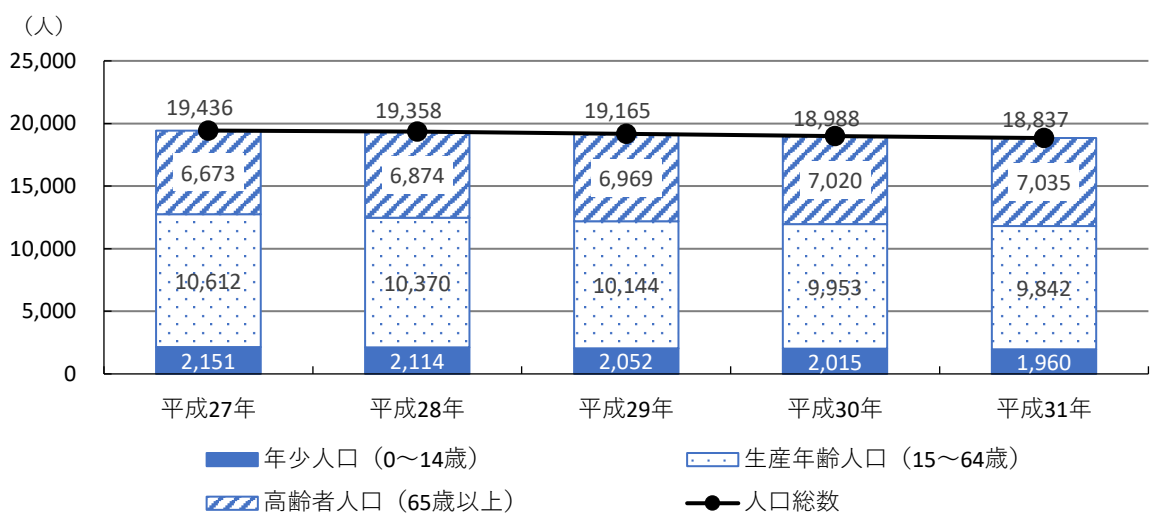
## 第2章 平群町の子ども・子育てを取り巻く現状

# 1. 人口等の動向

## (1) 人口の推移

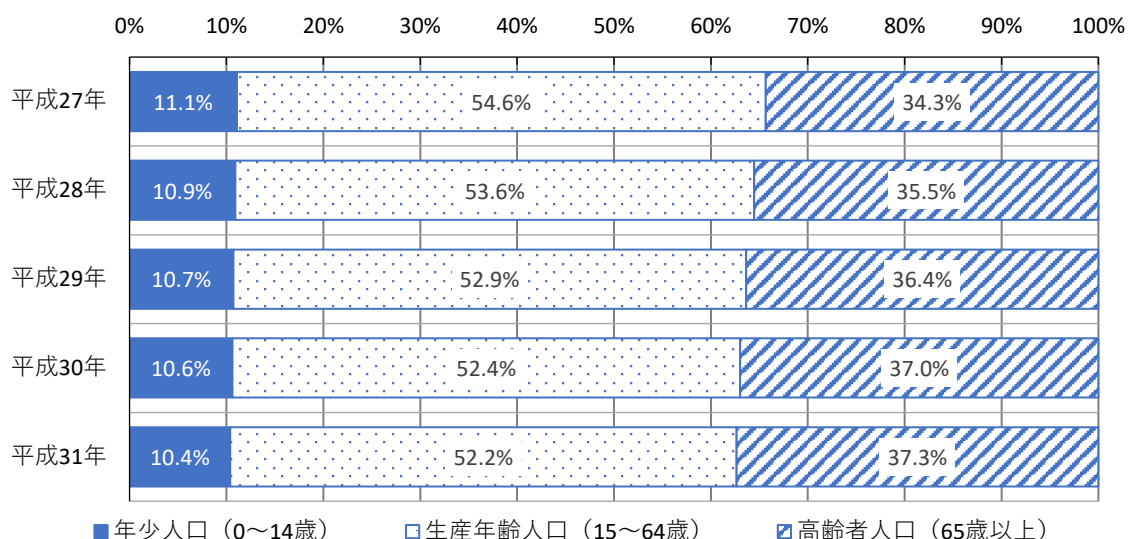
平群町の総人口は減少が続いており、平成31年3月末現在で18,837人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

### ◆総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

### ◆年齢3区分人口構成比



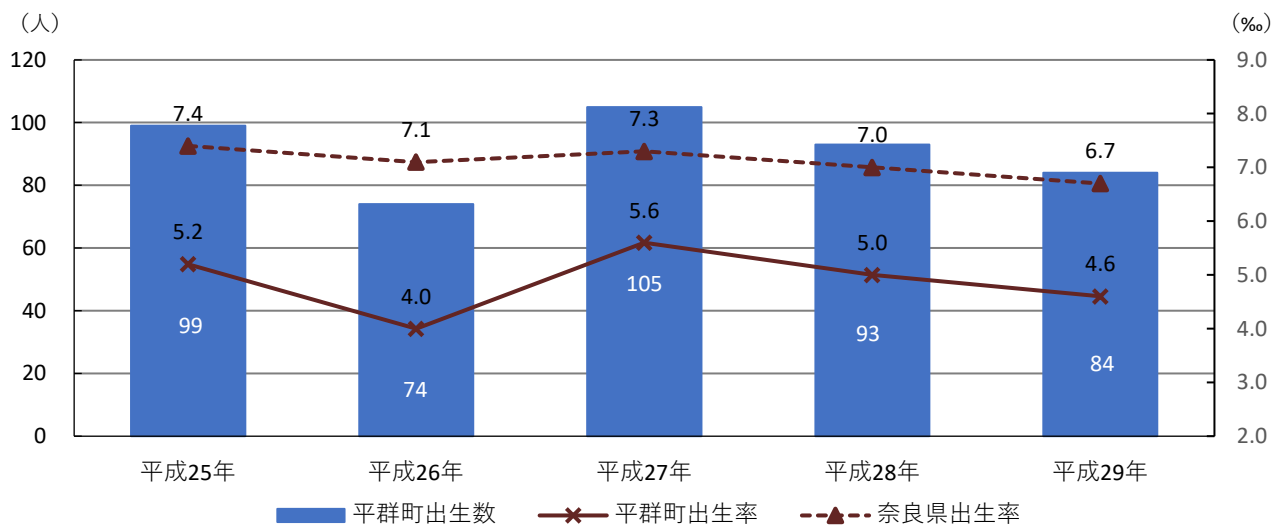
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (2) 自然動態と社会動態

### ①出生数と出生率の推移

本町の出生数の動向をみると、平成27年は100人を超えたものの、その後は減少傾向で平成29年は84人となっています。また、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成29年の出生率は4.6‰（パーミル）となっており、平成25年から0.6ポイント減少しています。出生率の傾向としては本町、奈良県ともに減少傾向にあります。

#### ◆出生数と出生率の推移



資料：人口動態統計 ※出生率は人口千対

### ②転入と転出の動向

本町の転入と転出の動向については、平成27年を除いて転出が多くなっており、直近の平成30年は転出が10人多くなっています。

#### ◆転入・転出による社会増減の推移

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
転入	546	627	525	511	544
転出	572	549	549	607	554
社会増減	▲26	78	▲24	▲96	▲10

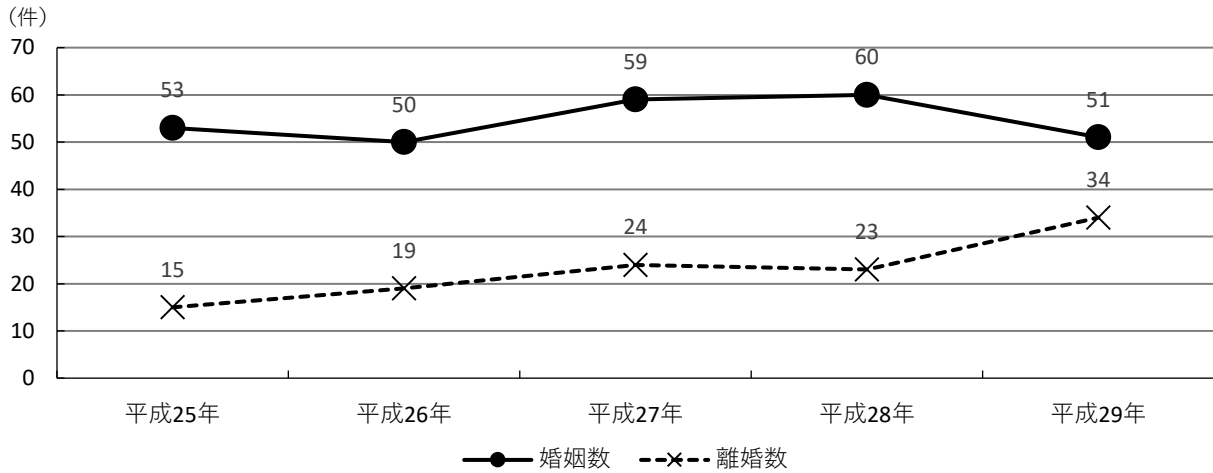
資料：奈良県推計人口調査

### (3) 婚姻と離婚の推移

本町の近年の婚姻数をみると、50件から60件の間を推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

一方で、離婚数については平成25年の15件から年々増加しており、平成29年は34件と5年前から2倍以上となっています。

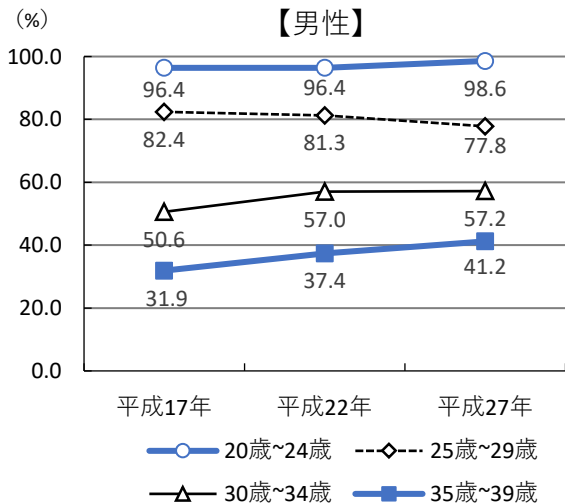
#### ◆婚姻と離婚の推移



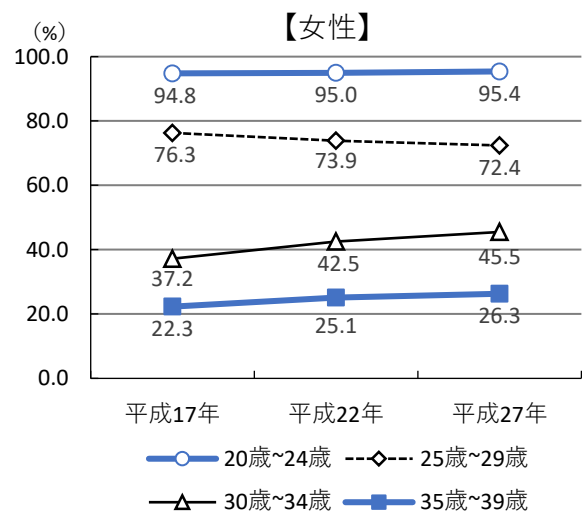
資料：人口動態統計

本町の近年の未婚率の推移をみると、男女とも25歳～29歳の未婚率が減少しています。一方でその他の年齢層は全体的に増加傾向にあり、未婚者の割合は増加していると考えられます。

#### ◆男女別の未婚率の推移



資料：国勢調査

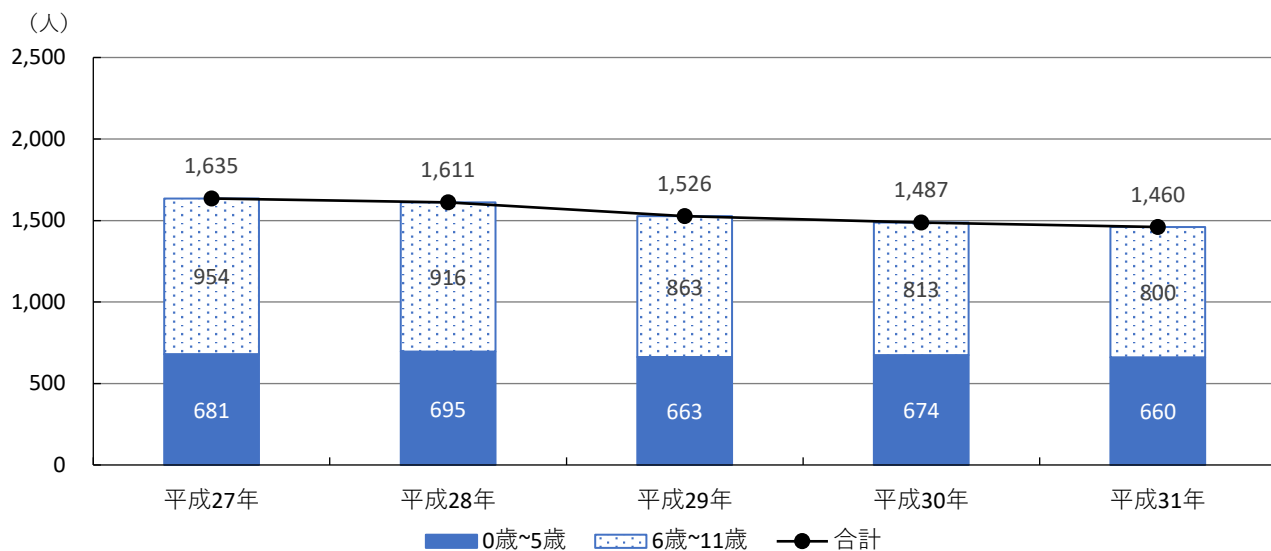


資料：国勢調査

#### (4) 児童数の動向

本町の11歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成31年3月末現在1,460人となっています。0～5歳と6～11歳に分けてみると、後者は減少傾向にあるものの、前者は増減を繰り返しています。

##### ◆0歳～11歳の児童数の推移



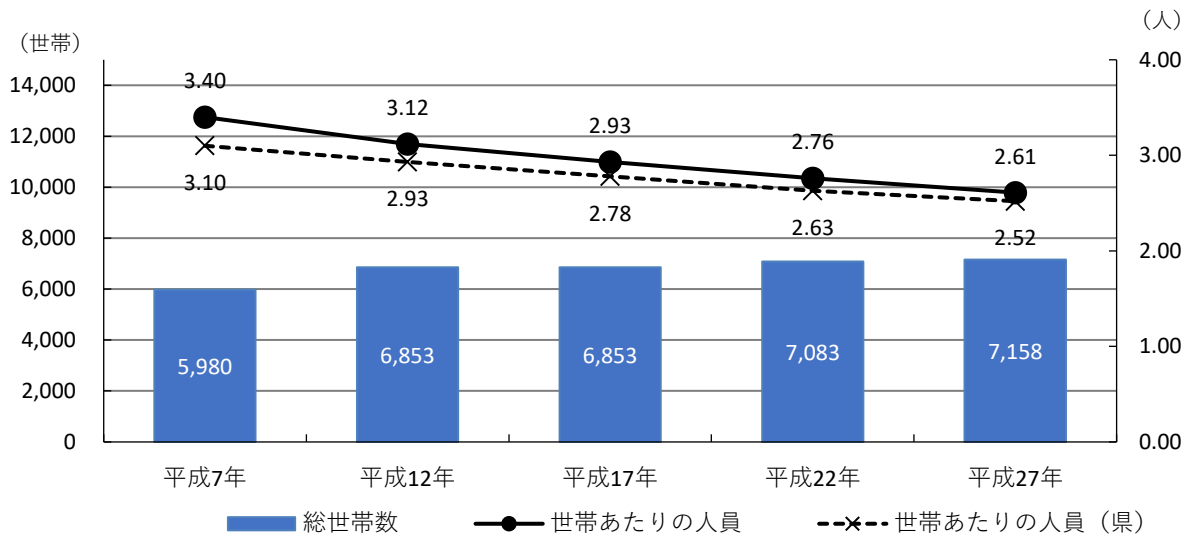
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## 2. 家庭や地域の動向

### (1) 世帯の状況

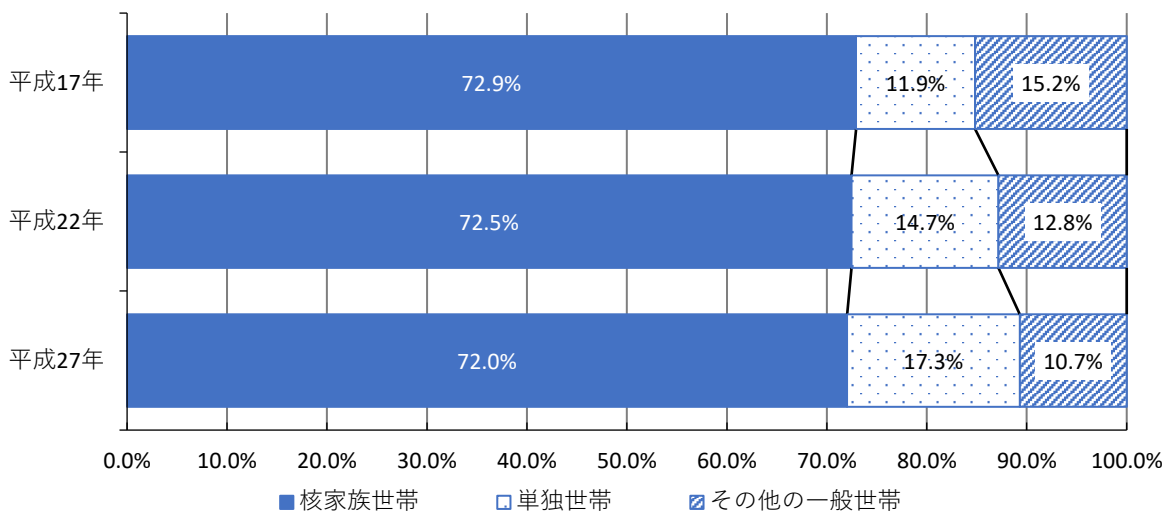
本町の世帯の推移をみると、総世帯数は増加傾向となっており、平成27年は7,158世帯となっています。世帯あたり人員については、奈良県と比較すると若干高い値となっていますが、減少傾向で平成27年は2.61人となっています。また、一般世帯構成の推移をみると、核家族世帯はほぼ横ばいですが、単独世帯は増加傾向にあります。

#### ◆世帯数と世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査

#### ◆世帯数と世帯あたりの人員の推移

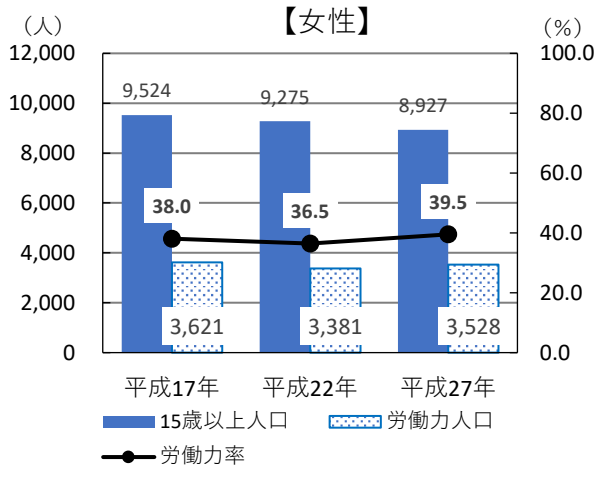
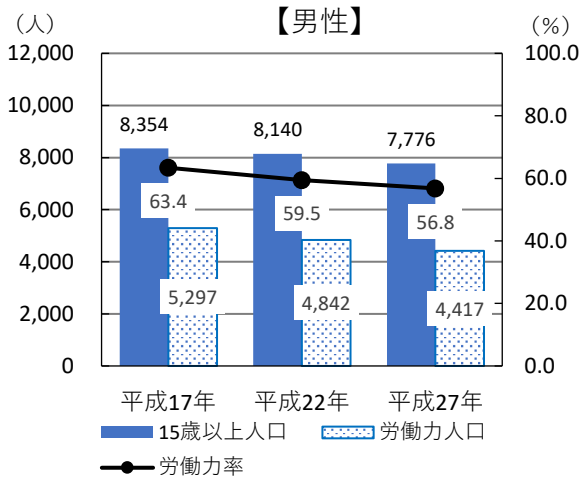


資料：国勢調査

## (2) 就労の状況

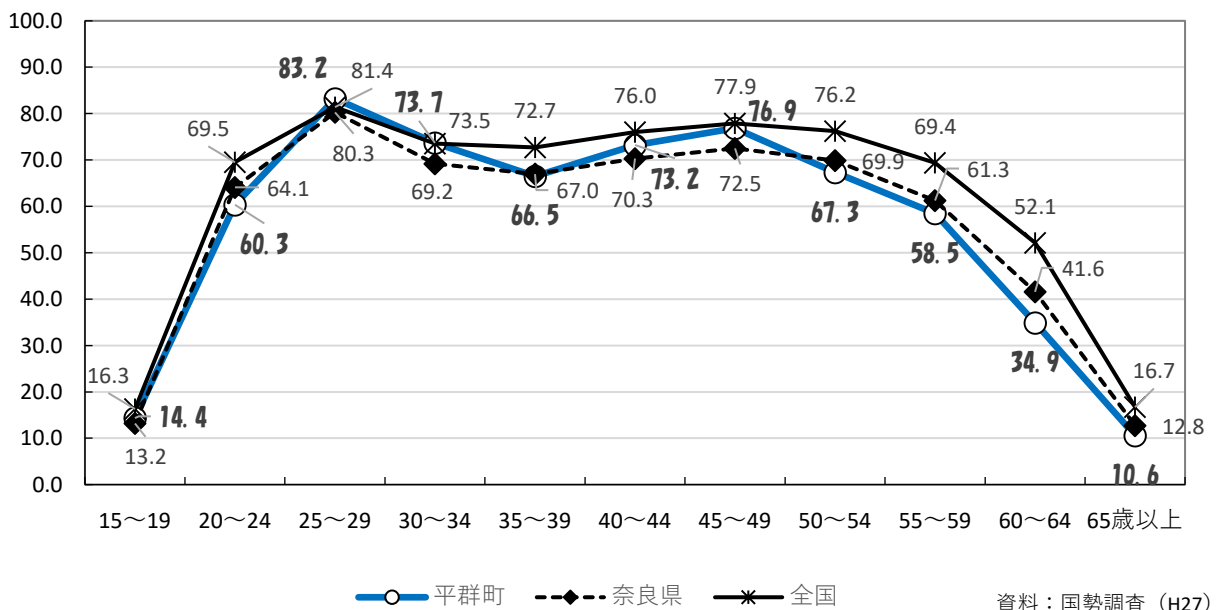
本町の平成 27 年の労働力人口及び労働力率は、男性が 4,417 人で 56.8%、女性が 3,528 人で 39.5%となっています。平成 17 年から比較すると、男性はどちらも低下傾向にあります。女性は労働力率が若干増加しており、働く女性の割合が増えていることがわかります。

### ◆男女別労働力人口及び労働力率の推移



本町における女性の労働率を奈良県、全国と比較すると本町が 39.5%、奈良県が 40.9%、全国が 50.0%と、奈良県や全国と比べて低い値になっています。年齢階級でみると、本町は 25～29 歳をピークに減少しますが、40～49 歳は上昇しており、子育てがひと段落したら復職していると考えられます。

### ◆年齢階級別女性労働力率の比較



### 3. 子どもの状況

#### (1) 園児・児童・生徒数の状況

##### ◆こども園及び保育園と幼稚園の入所者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
こども園及び 保育園入所者数	372	380	391	395	366
幼稚園入所者数	112	92	82	84	91

資料：平群町教育委員会、平群町福祉課

各年 4 月 1 日現在

##### ◆町外保育利用者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
町外保育利用者数	12	5	6	5	5

資料：平群町福祉課

各年 4 月 1 日現在

##### ◆待機児童数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
待機児童数	0	0	0	0	2

資料：平群町教育委員会

各年 4 月 1 日現在

##### ◆小中学校児童・生徒数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校児童数	927	894	844	807	778
中学校児童数	441	421	431	433	432

資料：平群町教育委員会

各年 5 月 1 日現在

##### ◆小中学校児童・生徒数の学年別内訳（令和元年度）

単位：か所、人

	小学校	中学校
学校数	3	1
児童・生徒 総数	778	432
1 年生	114	125
2 年生	127	152
3 年生	132	155
4 年生	130	
5 年生	125	
6 年生	150	

資料：平群町教育委員会

令和元年 5 月 1 日現在



## 4. 教育・保育の状況

### (1) 保育所（園）・幼稚園の状況

#### ◆こども園と幼稚園の定員及び設置数

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
こども園	か所数	2	2	2	2	2
	定員数	329	329	329	329	329
	入所者数	360	375	385	390	361
公立施設	か所数	2	2	2	2	2
	定員数	329	329	329	329	329
	入所者数	360	375	385	390	361
私立施設	か所数	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0
	入所者数	0	0	0	0	0
幼稚園	か所数	1	1	1	1	1
	定員数	320	320	320	320	320
	入所者数	96	83	72	70	85
公立施設	か所数	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0
	入所者数	0	0	0	0	0
私立施設	か所数	1	1	1	1	1
	定員数	320	320	320	320	320
	入所者数	96	83	72	70	85

資料：平群町教育委員会

各年 4 月 1 日現在

#### ◆園児数の年齢別内訳（平成 31 年度）

単位：人

	こども園	幼稚園
こども園・幼稚園数	2	1
園児 総数	361	85
0 歳児	12	
1 歳児	34	
2 歳児	52	
3 歳児	92	36
4 歳児	75	19
5 歳児	96	30

資料：平群町教育委員会

平成 31 年 4 月 1 日現在

## ◆乳児（0歳児）保育の実施状況

単位：人、か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	8	15	15	14	12
実施か所数	2	2	2	2	2

資料：平群町教育委員会

各年4月1日現在

## ◆低年齢児（1・2歳児）保育の実施状況

単位：人、か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	97	97	96	114	86
実施か所数	2	2	2	2	2

資料：平群町教育委員会

各年4月1日現在

## 5. 母子保健事業等の状況

## (1) 妊娠届及び乳幼児健診等の状況

※令和元年度は令和2年2月末時点の実績値からみる推計値、それ以外は年度末時点での実績値

## ◆妊娠の届出状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊娠の届出状況	93	103	94	89	75

資料：平群町健康保険課

## ◆乳幼児健診

単位：人、%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳幼児健康診査					
対象者数	105	89	88	89	96
受診率	99.0	100	98.9	98.9	99.0
1歳6か月児健康診査					
対象者数	117	110	113	104	99
受診率	85.5	97.3	94.7	95.2	90.9
2歳児歯科健康診査（町独自事業）					
対象者数	106	111	117	124	107
受診率	82.1	93.9	88.2	75.8	73.8
3歳6か月児健康診査					
対象者数	131	129	114	110	130
受診率	92.4	82.9	93.9	88.2	92.3

※未受診者についても、全て状況の把握を行っている。

資料：奈良県市町村事業実績報告（母子保健）

## ◆各種健康教室事業及び育児サークル等の状況

単位：組

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ファミリークラス	30	26	21	20	30
ばぶばぶ	227	184	194	187	207
ハムスターズファミリー	365	299	274	326	210

資料：平群町健康保険課

## (2) 訪問事業

## ◆訪問人数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
妊婦	4	0	5	11	0
産婦	183	169	165	155	131
新生児	87	57	71	53	64
未熟児	6	25	9	19	12
乳児	97	85	80	55	69
幼児	19	34	26	29	19

資料：奈良県市町村事業実績報告（母子保健）

## 6. ニーズ調査結果からみる現状

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本調査は、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等をお聞きし、今後見込まれるニーズを把握するために「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ②調査対象

令和元年6月1日時点で、平群町に住民票がある0歳から小学生の子どもがいる世帯

#### ③調査方法

配布方法：郵送

回収方法：郵送、子どもが所属する町内の公立こども園及び小学校への提出

#### ④調査期間

令和元年8月19日（月）～9月4日（水）（回答締切）

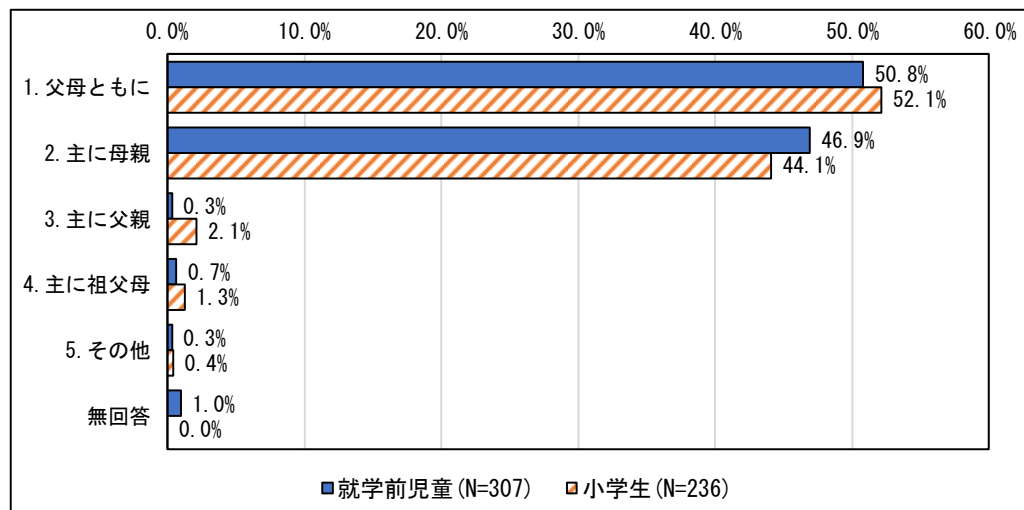
#### ⑤回収状況

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	509票	307票	60.3%
小学生用調査	428票	236票	55.1%

### (2) 調査結果の概要

#### ①子育て（教育を含む）を主に行っている家族

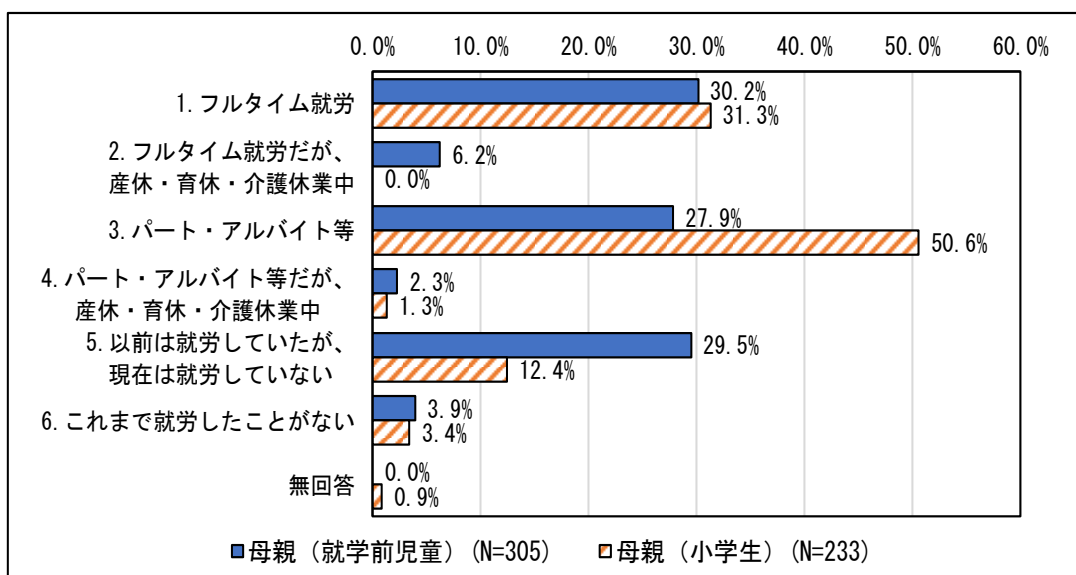
「1.父母ともに」の割合が半数以上で最も高くなっている一方で、「2.主に母親」も45%程度となっています。



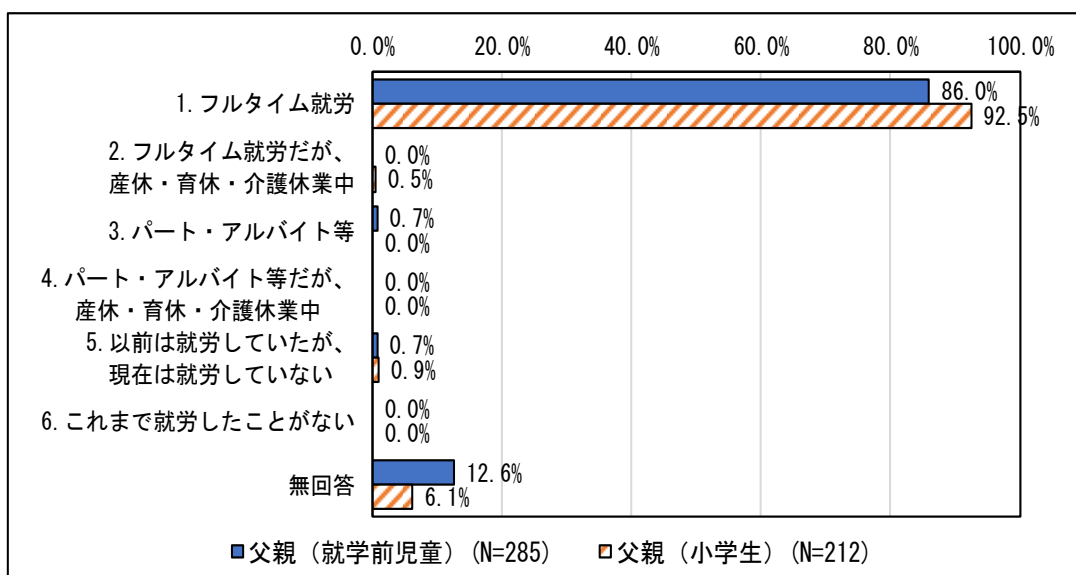
## ②保護者の就労形態

保護者の現在の就労形態を母親についてみると、就学前児童では「1.フルタイム就労」、「3.パート・アルバイト等」、「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が約30%と同程度になっています。一方で、小学生では「3.パート・アルバイト等」の割合が50.6%と特に高く、次いで「1.フルタイム就労」が31.3%となっています。

### ◆母親

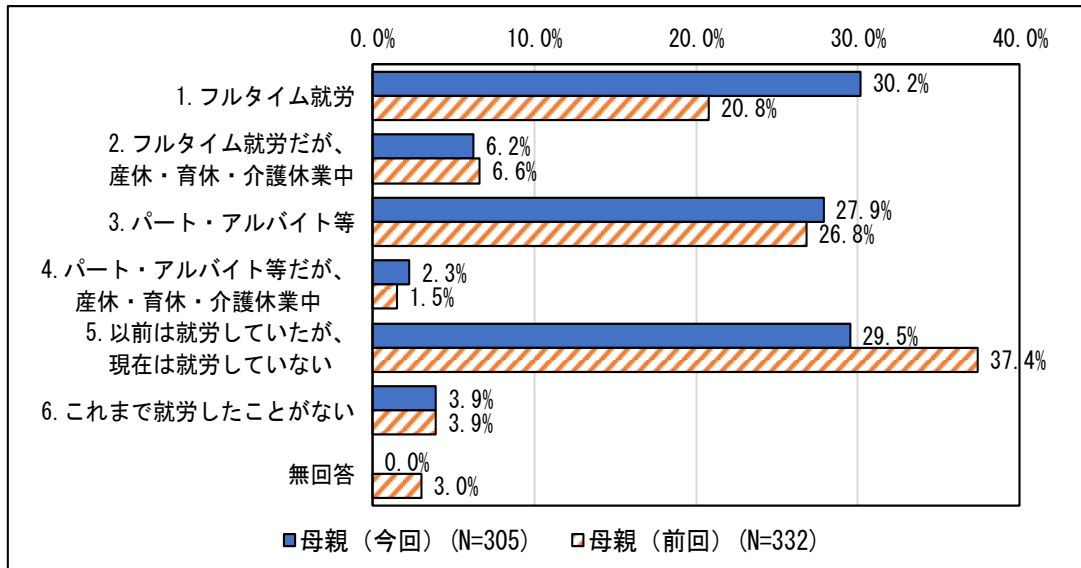


### ◆父親

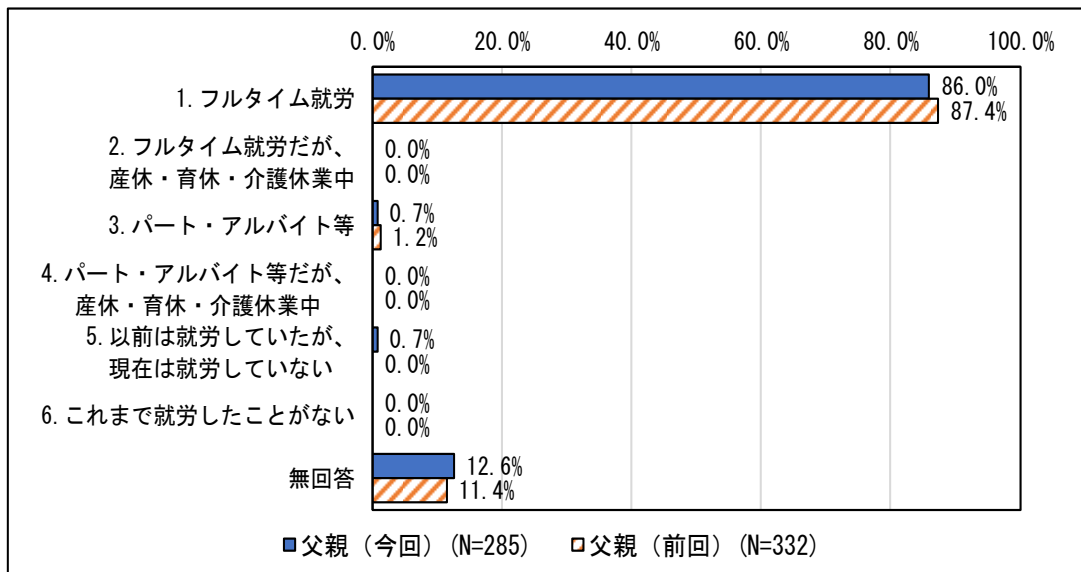


保護者の就労形態を前回調査と比較すると、母親では「1.フルタイム就労」が20.8%から30.2%と約10ポイント増加し、「3.パート・アルバイト等」もわずかに増加しています。

◆母親

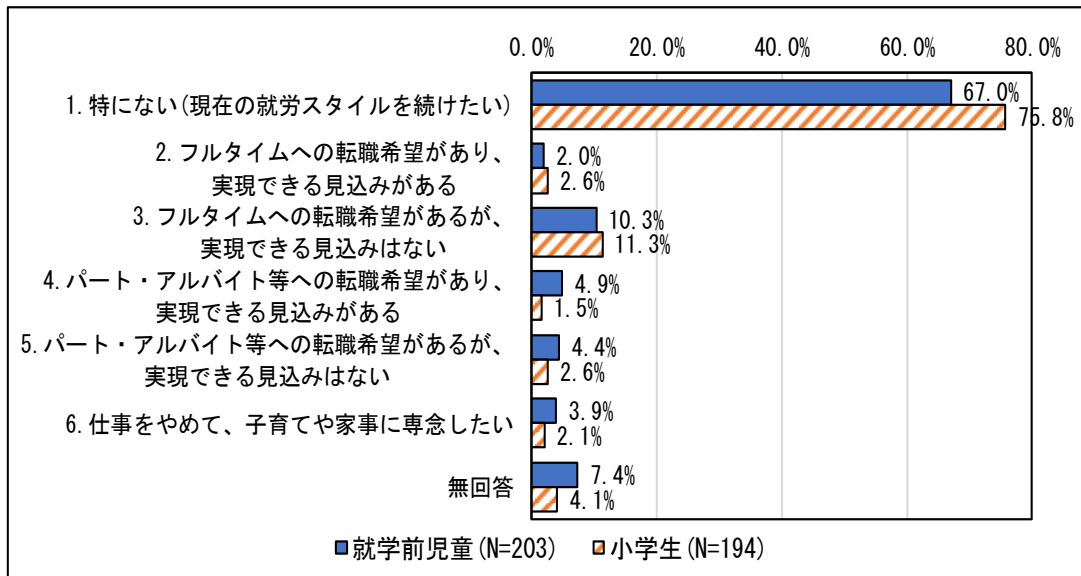


◆父親

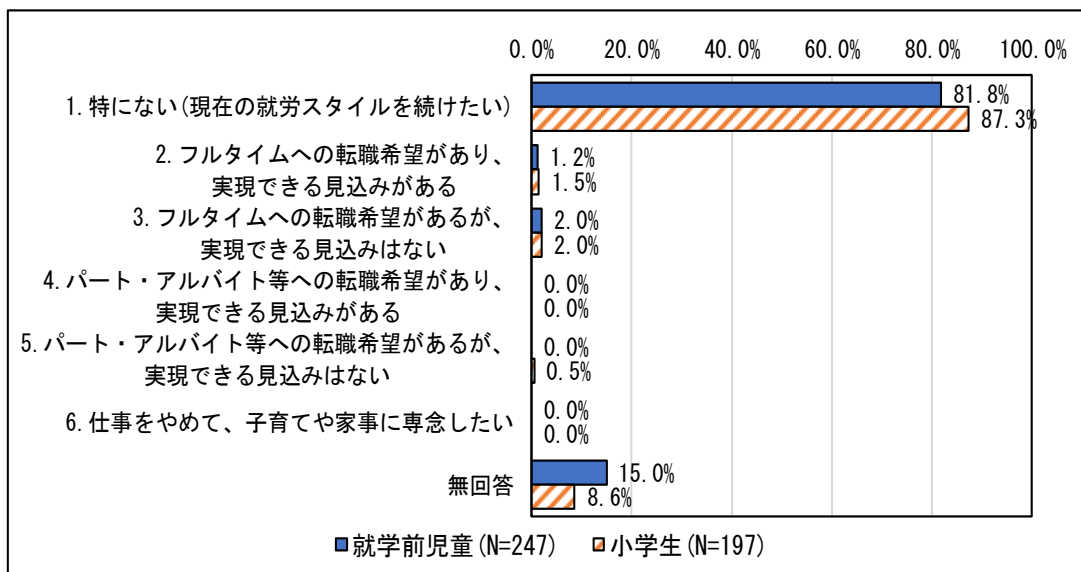


また、働いている人の転職・退職の希望については「特にない（現在の就労スタイルを続けたい）」が最も多くなっています。

◆母親

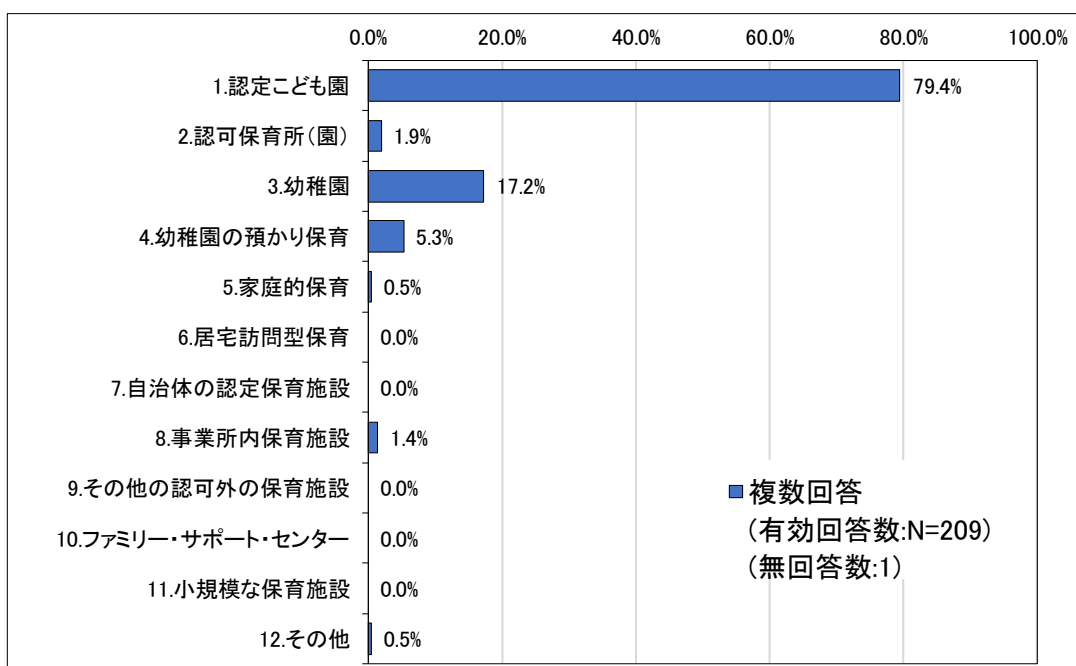


◆父親



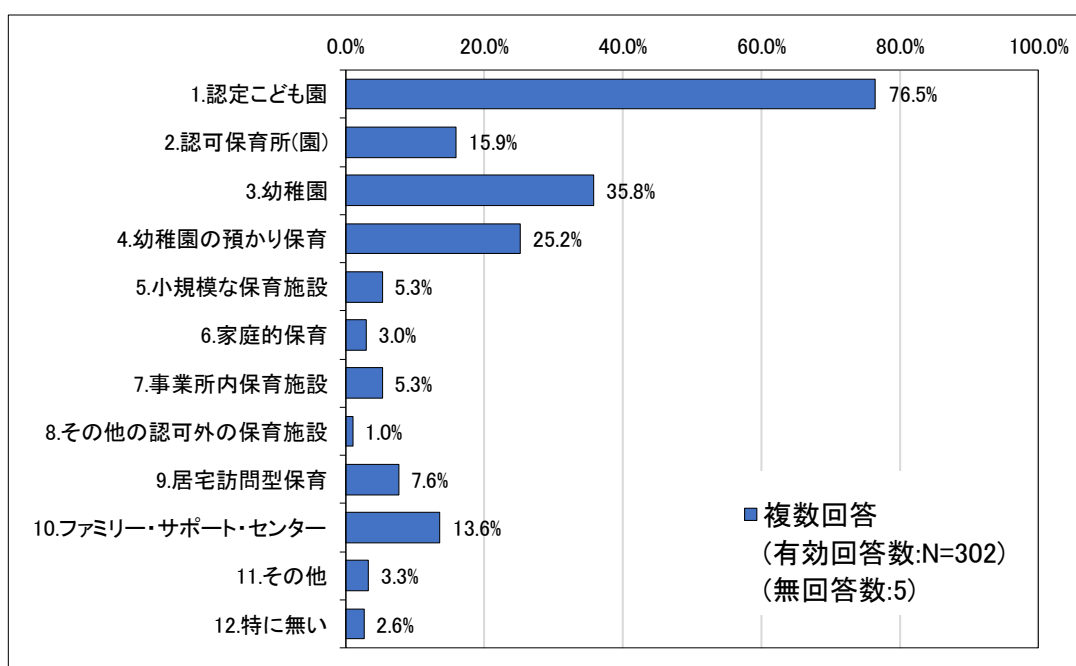
### ③平日の教育・保育の利用状況（就学前児童）

利用している教育・保育事業の種類は「1.認定こども園」の割合が79.4%と高くなっています。



今後利用したい教育・保育事業についても、「1.認定こども園」の割合が76.5%と高くなっています。次いで、「3.幼稚園」(35.8%)、「4.幼稚園の預かり保育」(25.2%)となっています。

また、「10.ファミリー・サポート・センター事業」(13.6%)や「9.居宅訪問型保育」(7.6%)など現在未実施の事業についても、少数ですが利用希望がみられます。

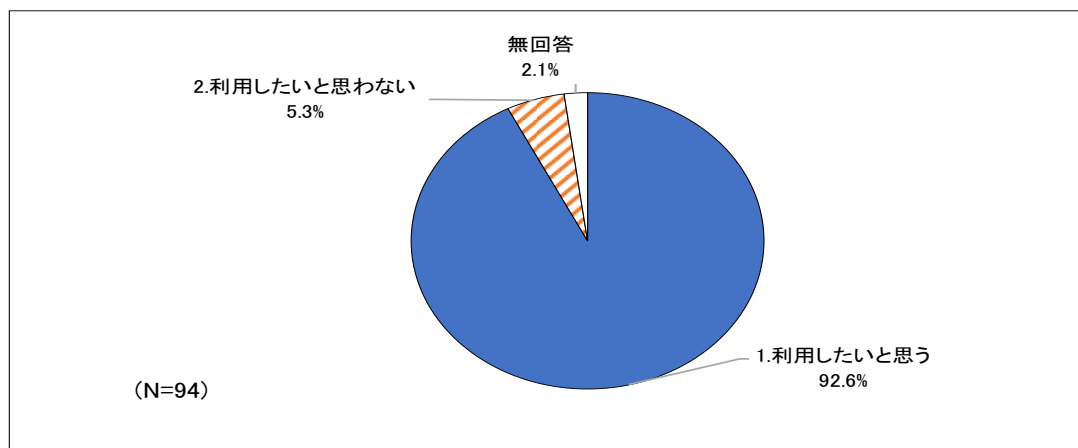




④3～5歳児の保育所（園）、認定こども園、幼稚園が無償化された場合の利用意向

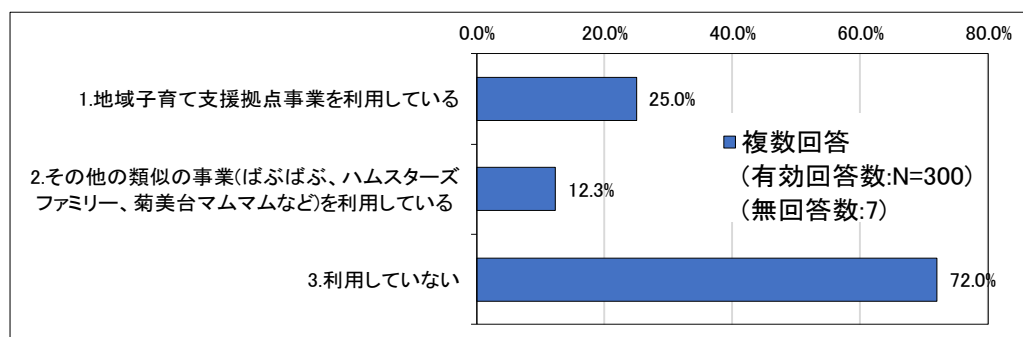
※現在、こども園、保育所（園）などを定期的に利用されていない方が対象

幼児教育が無償化された場合に教育・保育施設の利用意向については92.6%の人が利用したいと答えており、9割を超える方が利用したいと思っています。

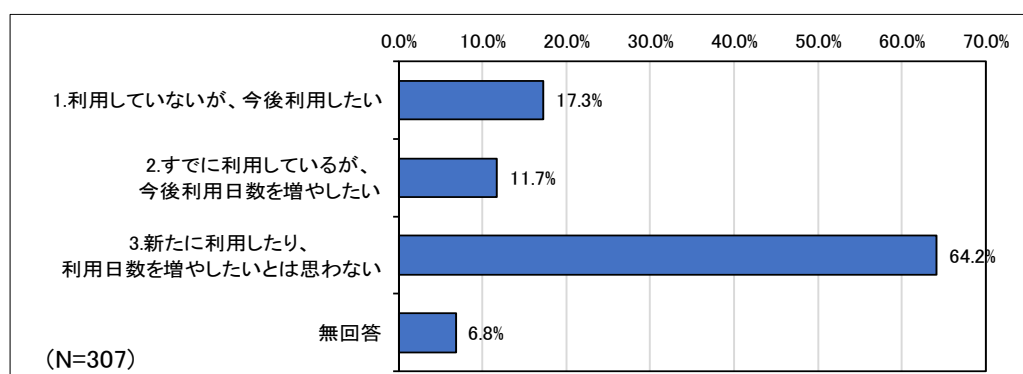


⑤地域子育て支援拠点事業について（就学前児童）

地域子育て支援拠点事業（平群町子育て支援センター）の利用状況については「利用していない」が72.0%となっています。

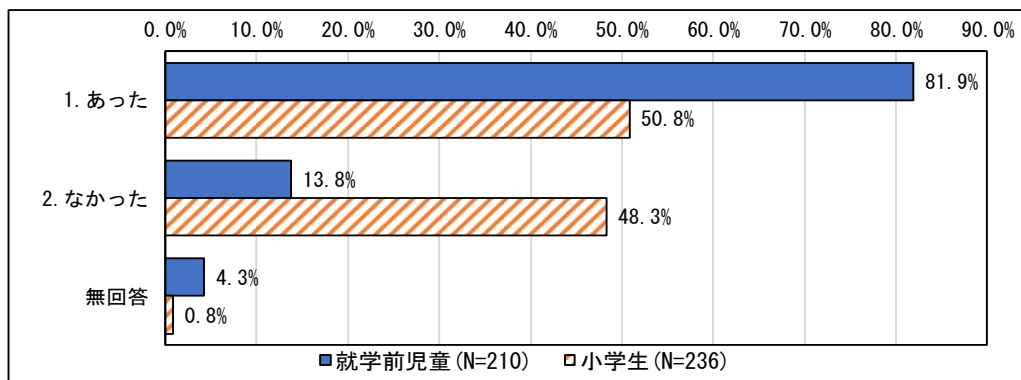


また、今後の利用希望については「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の合計が29.0%となっています。

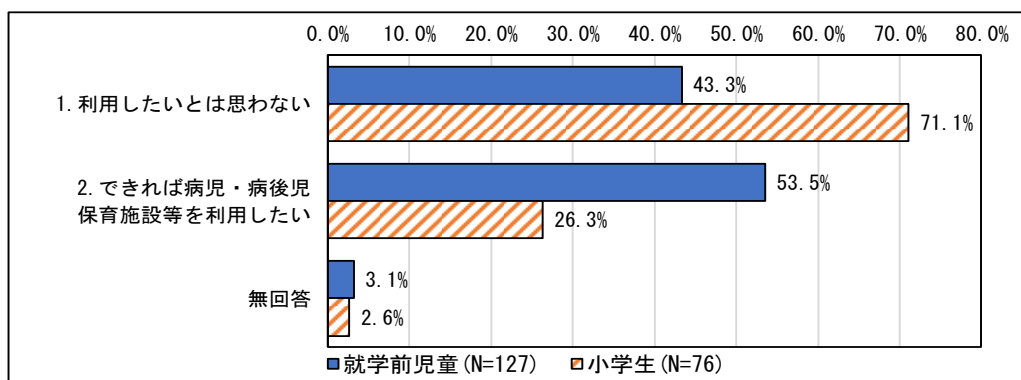


### ⑥病児保育や不定期の事業について

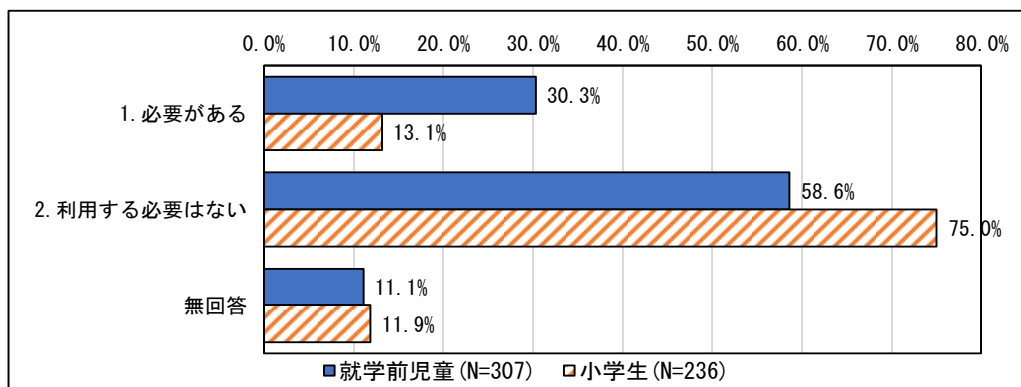
病気で保育・教育が利用できなかった経験があるかどうかをたずねたところ、就学前児童では「あった」の割合が81.9%と高くなっています。



その際の対処法として父親または母親が仕事を休んで対応した人に「病児・病後保育を利用したいかどうか」をたずねたところ、「2.できれば病児・病後保育施設等を利用したい」が、就学前児童では53.5%と半数以上となっていますが、小学生では「1.利用したいとは思わない」の割合が71.1%と高くなっています。

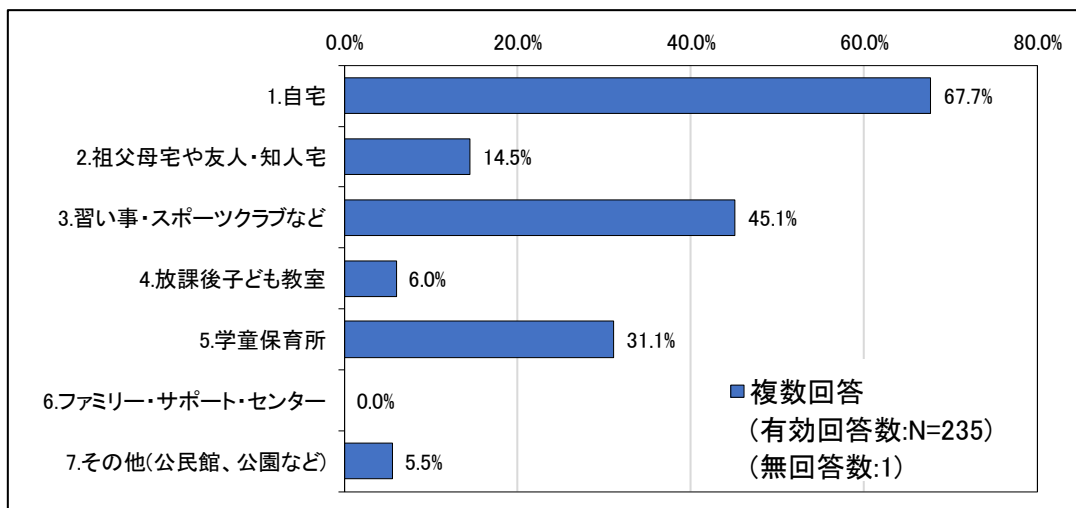


不定期の教育・保育事業の必要性については「利用する必要はない」の割合が最も高く、就学前児童では58.6%、小学生では75.0%となっています。

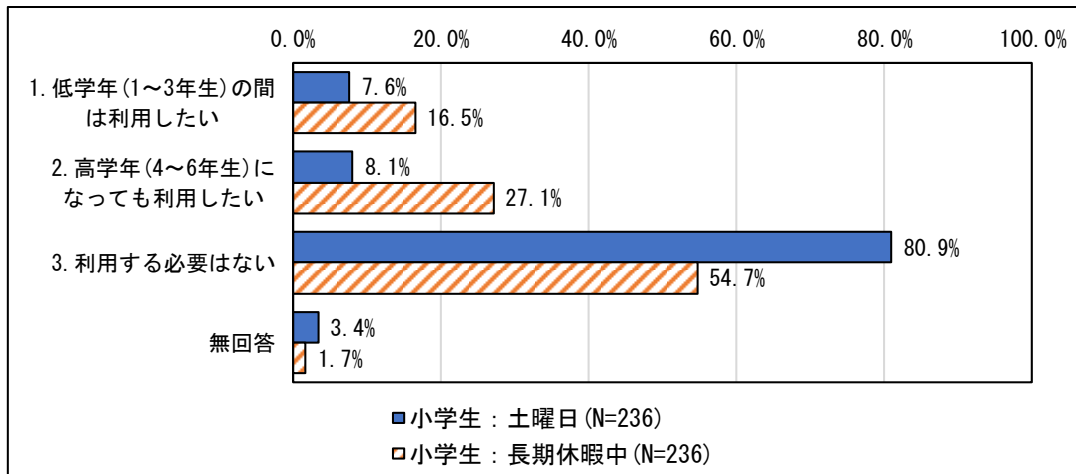


### ⑦放課後の過ごし方について（小学生）

小学生の放課後の過ごし方では「1.自宅」の割合が最も高く67.7%となっています。次いで、「3.習い事・スポーツクラブなど」（45.1%）、「5.学童保育所」（31.1%）となっています。

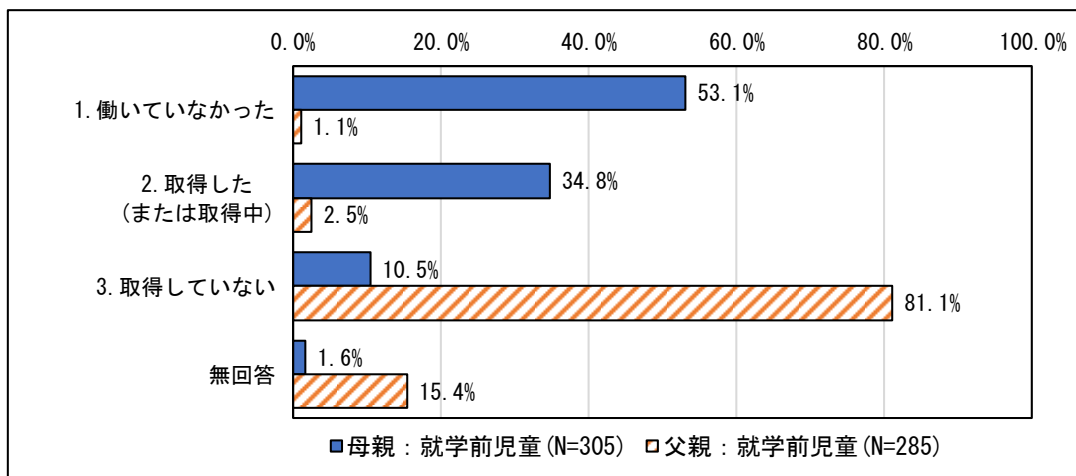


土曜日や長期休暇中の学童保育所の利用希望をみると、「3.利用する必要はない」の割合が高くなっていますが、「長期休暇中」では「2.高学年になっても利用したい」（27.1%）、「1.低学年の間に利用したい」（16.5%）での利用希望もみられます。

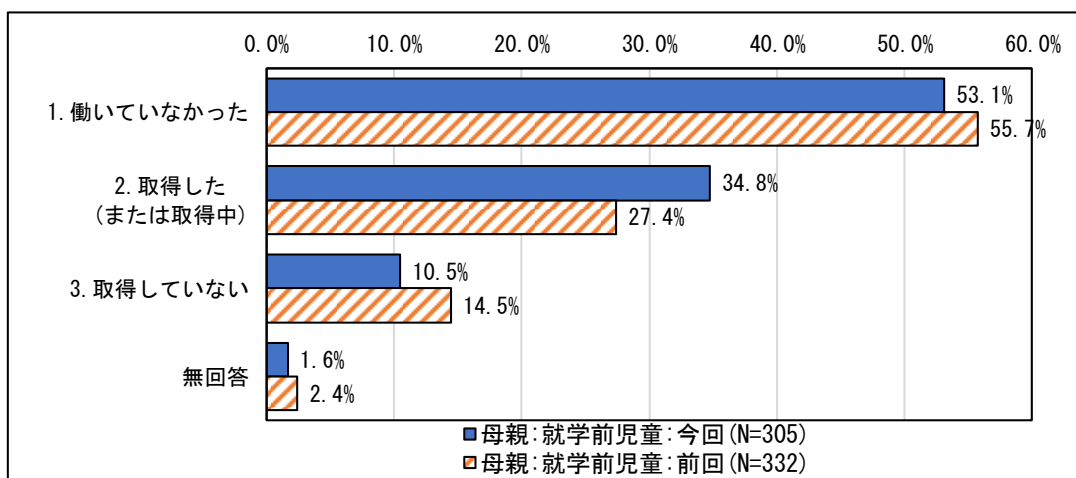


### ⑧子育てと仕事の両立について（就学前児童）

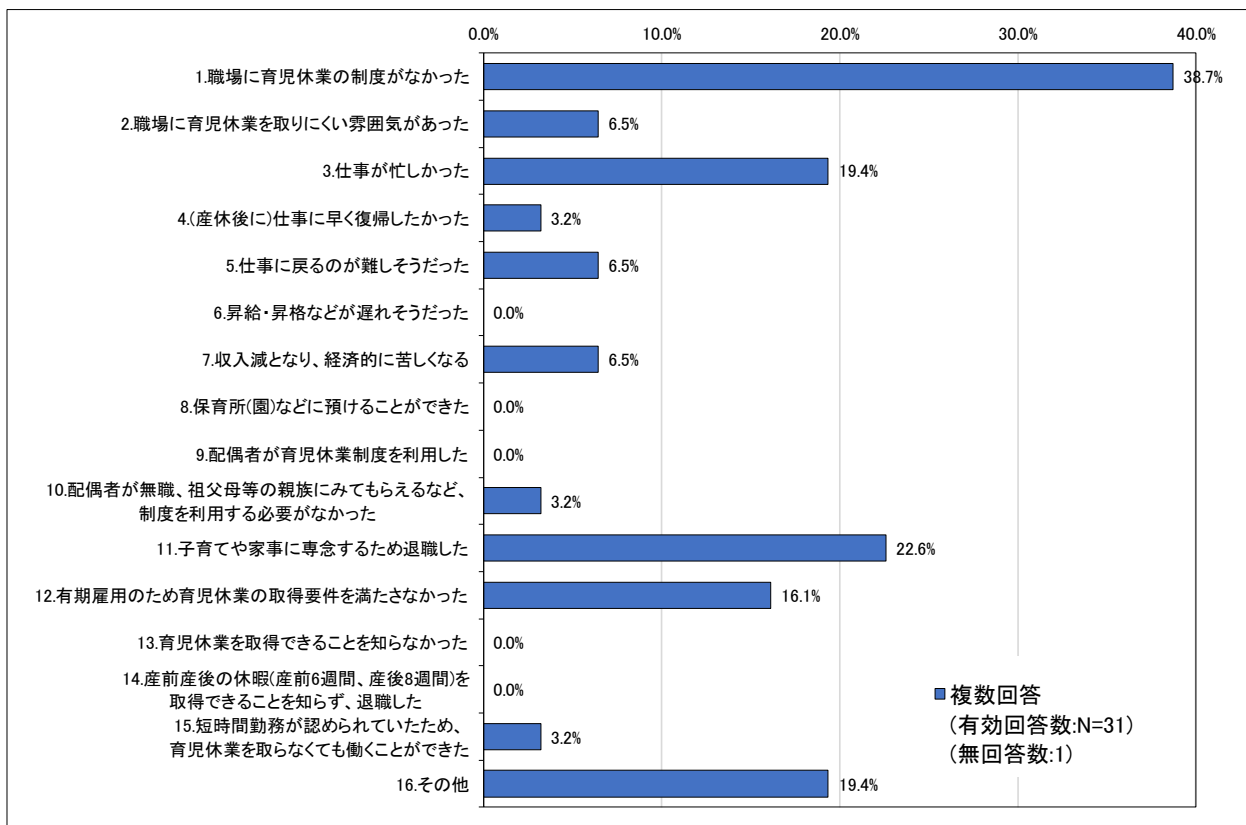
育児休業の取得については、母親では、「1.働いていなかった」の割合が53.1%となっています。父親では、「3.取得していない」の割合が81.1%と高くなっています。



就学前児童の母親について前回と今回を比較すると、「2.取得した(または取得中)」の割合が、27.4%から34.8%と7.4ポイント増加しています。

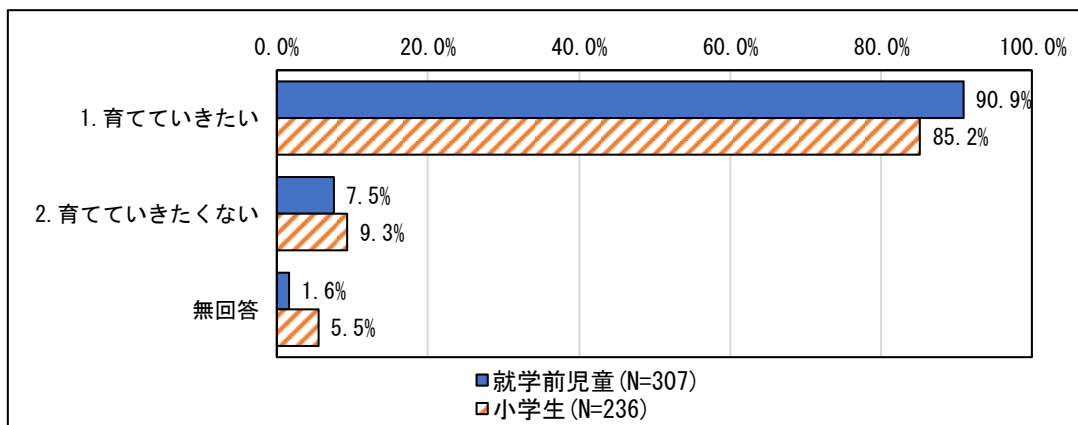


また、育児休業を取得していない人にその理由をたずねたところ、母親では、「1.職場に育児休業の制度がなかった」の割合が38.7%と最も高く、次いで「11.子育てや家事に専念するため退職した」が22.6%となっています。

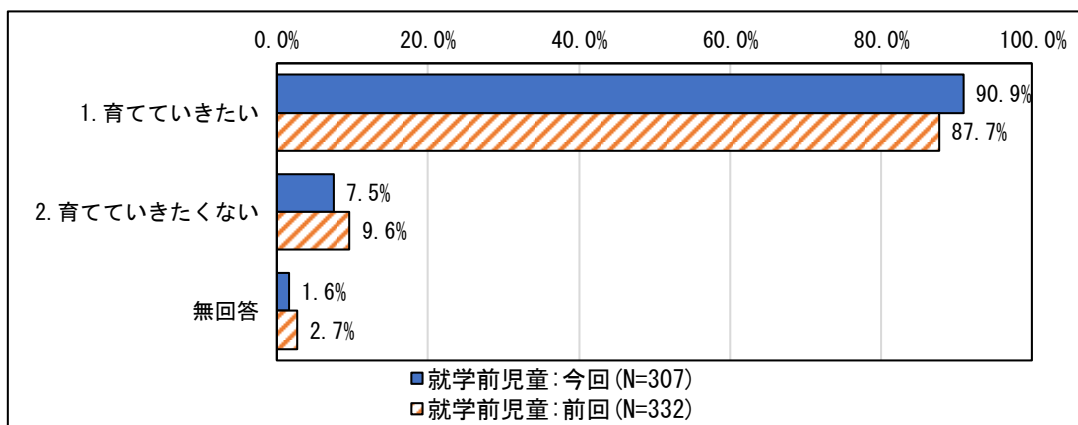


◎平群町の子育て環境について

今後も平群町で子育てをしていきたいかをたずねたところ、「育てていきたい」の割合が就学前児童で90.9%、小学生で85.2%と高くなっています。

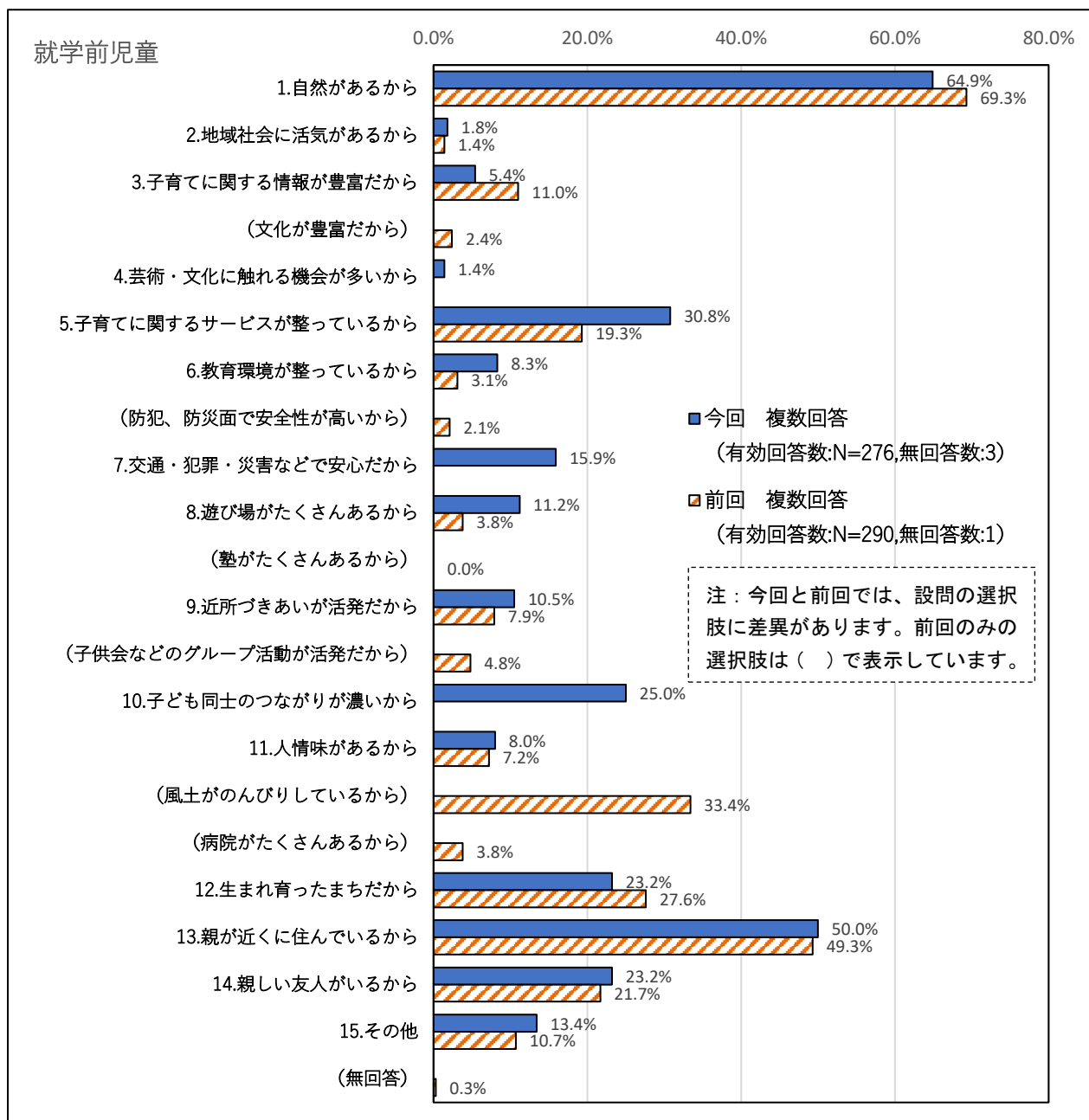


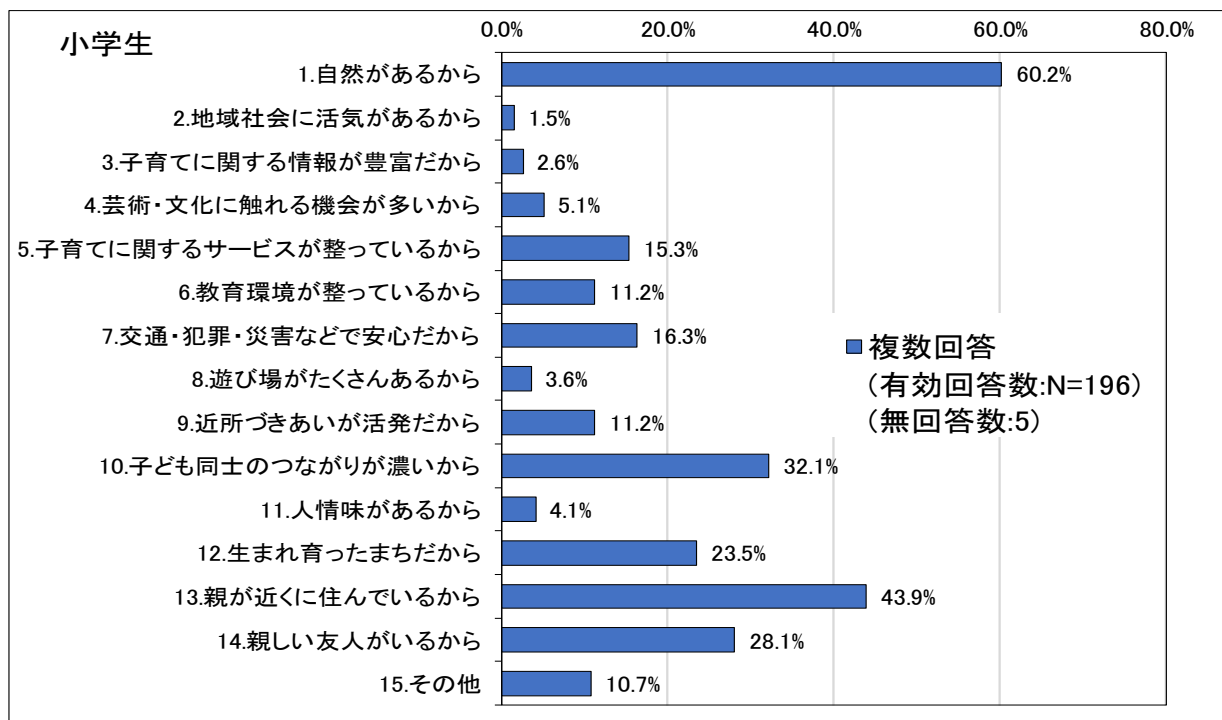
今後の平群町での子育てについて就学前児童でみると、今回は前回よりさらに割合が高くなっています。



「育てていきたい」理由については「1.自然があるから」の割合が高く、就学前児童 64.9%、小学生 60.2%となっています。次いで、「13.親が近くに住んでいるから」（就学前児童 50.0%、小学生 43.9%）となっています。

就学前児童について、前回調査結果と比較すると、「5.子育てに関するサービスが整っているから」は、前回の 19.3%から今回 30.8%と 11.5 ポイント増加しています。一方で、「3.子育てに関する情報が豊富だから」は、前回の 11.0%から今回 5.4%と 5.6 ポイント減少しています。







## 第3章 第1期計画の主な取り組み状況と 次期計画への課題

## 1. 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第1期計画で設定した目標事業量に対する各事業の実績は以下のとおりです。

※令和元年度は令和2年2月末時点の実績からみる推計値、それ以外は年度末時点での実績値

### (1) 教育・保育事業

#### ◆教育事業（1号認定）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	142	135	124	119	113
	確保内容	142	135	124	119	113
実績値		195	175	158	148	155

教育事業（1号認定）は平成27年度から減少していく見込みでした。実績値も、量の見込みを超過しているものの、平成30年度までは減少傾向にありました。しかし、令和元年度は増加に転じています。

#### ◆保育事業（2号認定）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	192	182	168	160	153
	確保内容	192	182	168	160	153
実績値		167	171	194	184	201
待機児童		0	0	0	0	0

保育事業（2号認定）は平成27年度から減少していく見込みでしたが、実績値は増加傾向にあります。しかし、弾力的な児童の受け入れや広域施設入所等により待機児童は発生しませんでした。

#### ◆保育事業（3号認定〈0歳児〉）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	47	45	43	41	40
	確保内容	47	45	43	41	40
実績値		16	22	21	16	18
待機児童		0	0	3	0	5

保育事業（3号認定〈0歳児〉）は、平成27年度から若干減少する見込みでした。しかし、実績値は量の見込みより下回っているものの増減を繰り返しており、平成29年度及び令和元年度は待機児童が発生しました。

## ◆保育事業（3号認定&lt;1、2歳児&gt;）

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	114	108	103	99	96
	確保内容	114	108	103	99	96
実績値		104	98	104	111	94
待機児童		0	0	0	1	6

保育事業（3号認定<1、2歳児>）は、平成27年度より減少する見込みでした。しかし、実績値は増減を繰り返しており、平成29年度には量の見込みを超えました。また、平成30年度、令和元年度は待機児童が発生しました。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

## ◆利用者支援事業

単位：か所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保内容	1	1	1	1	1
実績値		0	1	1	1	1

利用者支援事業は、平成27年度は未実施でしたが、平成28年度から子育て支援センター内で事業を開始し、それ以降も継続して実施しています。

## ◆延長保育事業（時間外保育事業）

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	211	200	188	180	172
	確保内容	211	200	188	180	172
実績値		134	142	141	130	117

延長保育事業は、平成27年度から減少する見込みでした。実績値は増減を繰り返していますが、必要量は確保できています。

◆放課後児童健全育成事業

【低学年児】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	168	162	153	145	138
	確保内容	168	162	153	145	138
実績値		106	133	135	148	179

【高学年児】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	76	72	69	64	62
	確保内容	76	72	69	64	62
実績値		50	54	59	57	68

放課後児童健全育成事業は、平成 27 年度から減少する見込みでしたが、実績値は増加傾向にあり、令和元年度には低学年、高学年ともに量の見込みを超過しました。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

単位：延べ日数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保内容	260	260	260	260	260
実績値		0	0	0	0	0

子育て短期支援事業は、利用者がいない見込みでした。実績としても、事業内容や利用方法の相談は若干あったものの、利用者はいませんでした。

◆地域子育て支援拠点事業

単位：人日／月

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	615	583	558	535	517
	確保内容	615	583	558	535	517
実績値	子育て支援センター	570	634	602	643	545
	ゆめさとこども園	65	74	50	45	35
	合計	635	708	652	688	580

地域子育て支援拠点事業は、平成 26 年度までは 1 か所（子育て支援センター）で実施していました。平成 27 年度からはゆめさとこども園を加えた 2 か所で実施し、より多くの家庭に子育てに関する相談や情報提供、助言などを行っています。

◆一時預かり事業

【1号認定による利用】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,117	2,010	1,851	1,768	1,685
	確保内容	2,117	2,010	1,851	1,768	1,685
実績値		1,905	1,858	904	775	1,816

1号認定による一時預かり事業は、平成27年度から減少する見込みでした。実績値としても当初の見込みより大幅に下回り、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度は幼児教育の無償化もあり、増加に転じています。

【2号認定による利用】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,600	1,520	1,399	1,336	1,274
	確保内容	1,600	1,520	1,399	1,336	1,274
実績値		0	0	0	0	0

2号認定による一時預かり事業は、実績としては利用がありませんでした。

【在園児型を除く一時預かり】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3,970	3,768	3,558	3,409	3,278
	確保内容	3,970	3,768	3,558	3,409	3,278
実績値		1,441	1,855	1,819	1,458	1,683

在園児型を除く一時預かり事業は、平成27年度より減少する見込みでした。しかし、実績値は当初の見込みを大幅に下回っているものの、増減を繰り返しています。

◆病児・病後児保育事業

【体調不良児型】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	-	-	-	-	-
	確保内容	-	-	-	-	-
実績値		-	461	781	657	652

病児保育事業は、当初実施予定ではありませんでしたが、平成28年度よりゆめさとこども園とはなさとこども園で体調不良児型を実施しました。

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

第1期計画策定時のニーズ調査では、ニーズがありませんでしたが、ファミリー・サポート・センターの設置の実現性について検討を開始しました。

◆妊婦に対する健康診査

単位：回

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,106	1,050	1,022	966	938
	確保内容	1,106	1,050	1,022	966	938
実績値		1,256	1,183	1,145	1,079	1,050

妊婦一般健康診査の実施状況は、平成27年度より量の見込みより実績値が多い結果が続いています。傾向については、見込み通り減少傾向にあります。

◆乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	79	75	73	69	67
	確保内容	79	75	73	69	67
実績値		117	88	86	98	78

乳児家庭全戸訪問事業は、各年度とも量の見込みを実績値が超える結果になっています。また、傾向については減少傾向を想定していましたが、増減を繰り返しています。

◆養育支援訪問事業

単位：件

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	25	25	25	25	25
	確保内容	25	25	25	25	25
実績値		44	45	53	55	45

養育支援訪問事業は、平成27年度より量の見込みを実績値が上回っており、平成29年度からは見込量の2倍を超える値となっています。また、傾向については平成27年度以降増加傾向でしたが、令和元年度は減少しました。

◆実費徴収に係る補足給付を行う事業

第1期計画では、国の動向を見極めながら取り組み方策を検討することにしておりましたが、令和元年10月からの幼児教育無償化に併せて、事業を開始しました。

## 2. 第 1 期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

### 基本目標 1：すべての子育てを支援する仕組みづくり

#### ＜取り組み状況＞

##### 1-1. 子育て支援における住民参加の促進

○平成 28 年度からゆめさとこども園に子育て支援室を開設し、子育て支援センターと併せて 2 拠点で地域子育て支援拠点事業を実施し、より多くの家庭に情報提供を行っています。

○子育てサポートクラブ事業のファミリー・サポート・センター事業への移行と子育て支援団体の NPO 設立支援は実現できませんでした。

##### 1-2. 関係機関、諸団体の連携強化

○地域子育て協議会は新たに組織を設置する必要がないとの判断から設置しませんでした。日常的に関係機関が密に連携を図っています。

○平成 30 年 10 月に、子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援センターと健康保険課母子保健係との情報共有と連携を強化しています。

##### 1-3. 情報提供や相談体制の充実

○子育て支援センターが民生委員や子育て支援に関わる団体を対象とした講演会を年 1 回開催し、関係者間の情報共有や交流を図っています。

○子育て支援センターが機関紙「へぐみん」を 3 ヶ月に 1 回程度のペースで発行し、町内の子育て支援に関わる行事などを発信しています。

##### 1-4. 児童の健全育成

○学童保育の保育時間の延長や保育料の軽減、定員の増加を実施し、事業周知にも努めています。

○子ども同士の交流促進や青少年教育の充実を目的に、地域型総合スポーツクラブや放課後子ども教室などで子どもたちの交流を図っています。

○平群町青少年補導委員会が主体となり、関係機関と連携して巡回補導などを実施しています。

##### 1-5. 要支援児童へのきめ細やかな取り組み。

○児童虐待対策としては、こども園や小中学校、警察等との連携強化、虐待の早期発見・対応、困難事例へのこども家庭相談センターの介入要請など、児童の安全確保に努めています。

○ひとり親家庭の支援としては、県が実施する各種支援（高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金など）の情報提供、相談支援などを行っています。こども園の入園審査時にひとり親加算を設けるなど、特定教育・保育施設を利用しやすいように配慮しています。

○障害児などの特別な支援が必要な子どもに対する支援としては、療育教室を毎月 3 回開催し、個別目標の設定や課題の共有を図っているほか、医療的ケア児をはじめ障害を有する子どもとその家族を支援する体制について協議を行う医療的ケア児支援者連携推進協議会を、第 1 期平群町障害児福祉計画に基づき、立ち上げました。

##### 1-6. 経済的支援の充実

○子育て世帯への経済的な負担の軽減を図るため、児童 3 手当の周知徹底だけでなく、こども医療費助成制度の対象年齢の拡大を行いました。

## 基本目標 2：健やかに生み育てる環境づくり

### ＜取り組み状況＞

#### 2-1. 子どもや母親の健康の確保

- 全妊婦に対して妊娠の経過を示したバースプランの作成、説明を行っています。また、月 2 回の関係者会議で妊婦の情報共有を図り、必要なサービスに繋げています。
- 町単独事業として、一般不妊治療費や不育治療費の助成事業を開始し、不妊・不育に対する事業を強化しています。

#### 2-2. 食育の推進

- 食育推進計画に基づき、生まれる前の妊娠期から学童期まで月齢に応じた食育を行っています。
- 給食センター、各こども園で地産地消やバランスの取れた給食を提供し、子どもの食育を推進しています。

#### 2-3. 小児医療の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業の実施に併せて、子育てガイドブックを配布し、医療機関の周知や病気等の備えを啓発しています。
- こども医療費助成制度の対象年齢を拡大し、18 歳までを対象としています。

#### 2-4. 思春期保健対策の充実

- 中学校と健康保険課が連携して、乳児とのふれあい体験や妊婦や父親の体験談講演を実施し、生命の尊さに関する学習機会を設けています。
- 健康保険課と南小学校の連携により、禁煙教育を実施しています。

## 基本目標 3：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

### ＜取り組み状況＞

#### 3-1. 家庭や地域の教育力の向上

- 学校や園を通じて家庭教育の啓発を行うとともに、「地域で子育て」をスローガンに学校と保護者が連携して、講演会等を実施しました。
- 乳児健康診査の際にボランティアの協力を得て、絵本や手作り鞆の配布を行っています。

#### 3-2. 学校教育の充実

- 平成 27 年度より幼保連携型こども園を開設し、幼児教育の充実を図っています。
- 教育環境の充実のために耐震化や空調整備やトイレの改修を行いました。
- 学校地域パートナーシップ事業など地域に開かれた学校づくりを進めています。

#### 3-3. 子どもの豊かな心の育み支援

- いじめ予防、防止、指導など学校での学習を通じて、子どもたちの健全育成、人権意識の醸成を図っています。
- 県よりスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置され、子どもや保護者等の相談に応じています。



## 基本目標 4：仕事と家庭生活を両立させる社会づくり

### ＜取り組み状況＞

#### 4-1. 幼児期の教育・保育事業の充実

○令和2年1月に近隣5町が連携して西和地域病児保育室「いちごルーム」を開設しました。

○保育教諭の資質向上のため、園内研修の実施や園外研修の参加に努め、職員間の共通理解を図っています。

#### 4-2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○健康保険課や連合PTAと連携して講演会を開催し、男女共同参画の啓発を行っています。

○一般事業主行動計画の策定義務を有する事業所はありませんでした。

#### 4-3. 次代の親となる若い世代への支援

○県が行う「ならジョブカフェ」や「なら出会いセンター」の啓発は不十分でしたが、町の事業として婚活イベントを開催するなど、出会いの場の提供を図りました。

## 基本目標 5：子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### ＜取り組み状況＞

#### 5-1. 子育てを支援する生活環境の整備

○公園内の遊具点検や樹木の管理を行い、安心して遊べる場所の提供に努めています。

#### 5-2. 安全な道路交通環境の整備

○歩道設置に向けた用地確保、道路橋の点検や修繕、老朽化工事等に取り組んでいます。

○ドライバー向けの「交通安全平群デー」や小学生やこども園の園児向けの交通安全教室で交通安全啓発を行っています。

#### 5-3. 子どもを犯罪等から守る活動の推進

○地域の方の協力による見守り隊や地域安全推進委員による青色パトロールなど地域住民や警察と連携して子どもの安全確保に努めています。

○交通安全協会西和支部協会平群分会の協力のもと、西和警察署の交通安全教室等により、子どもたちに最新の犯罪傾向の教育を行っています。

### 3. 平群町を取り巻く課題と計画策定に向けた視点

#### (1) すべての子育てを支援する仕組みづくり

- ◆アンケートによると、未就学児の子を持つ家庭（以下、未就学児家庭という。）が今後利用した教育・保育事業について、現在平群町では実施していない「ファミリー・サポート・センター事業（13.6%）」等の回答があり、自由記述では「一時預かり・一時保育の充実（38件）」、「病児保育の整備（19件）」、「ファミリー・サポート・センター事業の整備（7件）」等を望む回答がありました。既存事業の更なる充実に合わせて、現在は未実施の事業についてもその必要性や実現性を見極め、子育て世帯への支援の拡充を検討する必要があります。
- ◆アンケートによると、気軽に相談できる人（機関）について、未就学児家庭の39.7%が「こども園、保育所、幼稚園」と回答しているのに対し、小学生家庭で「小学校」と回答したのは29.8%となっています。また、小学生家庭の自由記述においては「相談できる環境の整備（13件）」を望む回答が最多となっており、子育て世帯包括支援センターと学校、関係各課が連携して切れ目なく支援をしていく体制の整備が求められています。
- ◆こども家庭相談センターや警察等との連携を強化し、児童虐待の早期発見や早期対応に努めていますが、発生予防等の観点から、養育能力の低い家庭や育児への不安やストレスを抱える家庭が身近に相談し、支援を受けることができる環境整備を検討する必要があります。また、要保護児童地域対策協議会への専門資格（保健師、保育士等）を持った職員配置の継続も重要です。
- ◆発達障害の子どもが増加しており、関係職員の資質向上及び関係機関が連携強化を図り、早期療育や親の心身の支援の強化に努めていく必要があります。
- ◆子どもの貧困対策に関する取り組みをまとめた「平群町子どもの未来応援計画」を平成29年度に策定しました。基本理念である「平群町のすべての子どもの人権を尊重し、健やかな成長を応援する」を実現していくための様々な取り組みは、本計画と関連していることから、重層的に取り組む必要があります。

#### (2) 健やかに生み育てる環境づくり

- ◆奈良県が行う特定不妊治療費の助成に加え、町単独事業として平成29年度から一般不妊治療費、平成30年度から不育治療費の助成事業を開始したところ、反響が大きく問い合わせも多い状況です。妊娠を望む家庭に対する経済的支援として一層の周知に取り組み、子どもを生みやすい環境の整備に努めます。
- ◆アンケートによると、未就学児家庭における「児童の発育・発達等の相談事業」の認知率は63.8%となっており、子育て支援センター事業（80.8%）や一時預かり事業（78.2%）等と比べると低い結果になりました。1歳半健診や3歳半健診などの乳幼児健診の機会を活用して、事業の認知率向上に努めるとともに、育児者の悩みや不安を減少させるように取り組む必要があります。
- ◆乳児家庭全戸訪問事業において、保健師だけでなく、地域と行政のパイプ役である主任児童委員が同行訪問していることは地域で子育てをする環境整備の一助となっており、今後も同様の体制を維持していくことが重要です。

### (3) 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり

- ◆ボランティアの協力を得て絵本や手作り鞆等を配布しているブックスタート事業や学校と保護者が連携して開催している講演会を継続し、家庭や地域で子どもを支える意識の醸成を図ります。
- ◆施設の老朽改善に加えて、英語教育や ICT 教育など国の方針や時代の流れに沿った教育設備の充実が必要です。また、そのような流れに教師が対応していくためにも、必要に応じて町独自の研修を開催し、教師の資質向上を図ります。
- ◆県の協力を得て、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、思春期の子どもたちが抱える様々な悩みに対してサポートできるように努めています。しかし、子どもや家庭が持つ悩みは複雑化しており、教師への指導・助言ができる人材の配置など相談体制の充実が必要です。

### (4) 仕事と家庭生活を両立させる社会づくり

- ◆アンケート調査によると、未就学児の子を持つ家庭（以下、未就学児家庭という。）の母の就労率は約 70%、小学生の子を持つ家庭（以下、小学生家庭という。）の母の就労率は約 80%となっています。就労が続けられる環境づくりのために、未就学児に対してはこども園の受け入れ環境の整備や一時預かりの充実など、小学生に対しては学童保育の充実などにより、共働き世帯の子育て支援を一層充実させる必要があります。
- ◆多様化する保育ニーズや社会の国際化に対応するためには、保育教諭の資質向上が必要です。各こども園において保育実践や保育内容に関する研修を実施したり、園外研修への参加も推奨しています。今後も研修の開催時間や回数等を工夫して、より多くの保育教諭が研修を受講できるように工夫し、様々な保育ニーズに対応できる職員の育成に努めます。
- ◆男女共同参画プランの取り組みとして、年 1 回の講演会を開催、啓発週間中のパネル展示や関連図書の出し出し等により多様な働き方の実現等に向けた啓発活動を行いました。しかし、各種事業への父親の参加率は低く、今後は両親で子育てをすることの重要性を伝え、父親の子育てへの参加を促していく必要があります。
- ◆平群町で子育てを行っていく若者を増やすためには、県内で就労・結婚・子育てしていくことを支援する必要があります。町単独での事業は困難ですが、奈良県が行う「ならジョブカフェ」や「なら出会いセンター」といった事業の啓発に努め、次代の親となる若い世代を支援します。

### (5) 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

- ◆子どもたちが安心・安全に育つことができる環境づくりとして、老朽化した公園内の遊具や樹木の管理を行うとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた公共施設の修繕や幹線道路や通学路の整備を継続していくことが重要です。これからも地域の実情や用地確保の状況等を踏まえ、計画的に整備に取り組む必要があります。
- ◆子どもを犯罪等から守るには、家庭だけでなく地域で子どもを見守っていく必要があるため、学校や PTA、各種団体等と協力して、地域ぐるみの活動を推進します。なお、「子ども 110 番の家」は、通学路等の現状に応じて見直し、より効果的な安全確保を図ります。

## 第 4 章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

現在の子育て環境は、少子化の進行や女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加などの影響による地域のつながりの希薄化が危惧されており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。

そのような中で、すべての子どもが健やかに成長できるよう、保護者や家庭だけでなく地域や行政、学校、こども園等が子どもの視点に立って、子どもたちの権利が尊重される社会を目指すことが求められています。

本計画では、前計画で掲げた「地域で互いに支えあいながら 安心して子育てできる町 へぐり」を継承し、地域全体が子どもや子育て家庭への理解を深め、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに成長することができる町を目指します。

地域で互いに支えあいながら  
安心して子育てできる町 へぐり

## 2. 基本目標

基本理念に基づき、次のような5つの基本目標を定めます。また、基本目標を達成するために次章以降において基本目標に対する具体的な取り組みを設定します。

### 基本目標1：すべての子育てを支援する仕組みづくり

両親家庭やひとり親家庭、虐待にあった子どもや発育・発達面で支援を要する子どもを養育している人、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てに関わる人に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

### 基本目標2：健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、子どもを望む家庭が子どもを産み、育てられるように不妊・不育治療に対する支援にも取り組みます。

### 基本目標3：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、本町の豊かな風土や資源を活用した学習の機会や場の整備を進めていきます。

### 基本目標4：仕事と家庭生活を両立させる社会づくり

男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した多様な働き方の実現を目指し、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

さらに、働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。

### 基本目標5：子どもが安全に育つ安心なまちづくり

子どもを安心して生み育てることができるような安全なまちにするため、こども園や学校、警察等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、防犯や防火に配慮されたまちづくりを推進していきます。

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	関係部署
地域で互いに支え合えるながら 安心して子育てができる町 へん	1 すべての子育てを 支援する仕組み づくり	1-1 子育て支援における住民参加の促進	福祉課、教育委員会
		1-2 関係機関、諸団体の連携の強化	福祉課、健康保険課
		1-3 情報提供や相談体制の充実	福祉課
		1-4 児童の健全育成	教育委員会
		1-5 要支援児童へのきめ細かな取り組み	福祉課、教育委員会 健康保険課
		1-6 経済的支援の充実	福祉課、教育委員会
	2 健やかに生み 育てる環境づくり	2-1 子どもや母親の健康の確保	健康保険課
		2-2 食育の推進	健康保険課 教育委員会
		2-3 小児医療の充実	健康保険課、福祉課
		2-4 思春期保健対策の充実	健康保険課 教育委員会
	3 次代を担う 心身ともに たくましい人づくり	3-1 家庭や地域の教育力の向上	教育委員会 健康保険課
		3-2 学校教育の充実	教育委員会
		3-3 子どもの豊かな心の育みの支援	教育委員会
	4 仕事と家庭生活を 両立させる 社会づくり	4-1 仕事と生活の調和の推進	総務防災課 健康保険課、福祉課
		4-2 次代の親となる若い世代への支援	福祉課
		4-3 幼児期の教育・保育事業の充実	福祉課、教育委員会
	5 子どもが安全に育つ 安心なまちづくり	5-1 子育てを支援する生活環境の整備	都市建設課
		5-2 安全な道路交通環境の整備	都市建設課 住民生活課
		5-3 子どもを犯罪等から守る活動の推進	住民生活課 教育委員会

## 第5章 施策の展開



## 基本目標1 すべての子育てを支援する仕組みづくり

### 1-1 子育て支援における住民参加の促進

子育て世代から高齢者まで住民同士が協力して子育てを行える環境づくりや子育て支援を行う意欲のある住民に対する支援、情報提供に取り組みます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター及びゆめさとこども園子育て支援室で実施している相談や情報提供などの機能を強化するとともに、子育て世帯の情報交換や交流の場の提供を積極的に行います。また、子育て講演会等を実施し、住民が主体的に子育て支援に関われるように支援します。	福祉課 教育委員会
子育てサポートクラブ事業の推進	地域における子育ての相互扶助体制として、子育てサポートクラブ事業を推進したうえで、ファミリー・サポート・センター事業への移行の可能性を検討します。	福祉課
おせっかい隊の推進	結婚支援や子育て支援を目的に立ち上げたおせっかい隊の活動を推進し、地域住民の子育て支援等への参加促進に努めます。	福祉課

### 1-2 関係機関、諸団体の連携の強化

各事業をより効果的に進めるため、行政機関だけでなく、社会福祉協議会や子育て支援に関わる住民団体等との連携を強化します。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
子育て世代包括支援センターの機能強化	子育て支援センターと健康保険課母子保健係が連携して、子育て世代包括支援センターとしての機能強化に努め、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援の提供に努めます。	福祉課 健康保険課
「地域食堂おかえり」の周知	社会福祉協議会の支援を受けたボランティアが、子どもの食育や居場所づくり、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点として開所した「地域食堂おかえり」の活動の周知を行います。	福祉課

### 1-3 情報提供や相談体制の充実

子育て世帯が数多くある事業や情報から最適な選択ができるように、効果的な情報発信や相談体制の充実・強化を図ります。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
子育て情報紙の発信	町内の子育て支援の動きや子育てに役立つ情報を発信する機関紙「へぐみん」の発行を継続するとともに、内容の充実に努めます。	福祉課
利用者支援事業の推進	子育て支援センターにおいて、子どもや親の不安や悩みにこたえるため、関係機関との連携を図り、相談内容に応じて適切な助言を行えるように情報共有に努めます。また、民生委員や子育てに係る関係団体との連携、交流を図ります。	福祉課

### 1-4 児童の健全育成

子どもたちの健やかな成長を支援するために、放課後児童健全育成事業等の推進や関係団体が主体となって行う事業の支援を行います。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
放課後児童健全育成事業の充実	新・放課後子ども総合プランに基づき、親の就労にあわせた保育内容等のニーズに対応することを検討していきます。また、利用希望者に広報誌やホームページを積極的に活用し、事業の内容や募集情報の周知に努めます。	教育委員会
子ども同士の交流を促進する場と仕組みの充実	少子化傾向に鑑み、子ども同士が交流できる場が一層必要になることを考慮して、地域でスポーツ活動が気軽にできる場の設置をはじめ、公民館活動や子ども会活動の支援充実など地域が主体となり、自主的に活動できるよう支援します。	教育委員会
青少年教育の充実	町子連が中心となって実施するジュニアリーダー講習会やウォークラリー大会などの各種事業が継続していけるよう支援を行い、遊びを通じて物事のよし悪しや対人関係を学べるような機会の確保に努めます。	教育委員会
青少年健全育成事業の推進	青少年の健全育成及び青少年の不良化防止対策を図るために、平群町青少年補導委員会による毎月の巡回補導と夏期・冬期特別巡回補導を継続します。また、SNSの普及など子どもの取り巻く環境の変化に合わせた対応を進めます。	教育委員会

## 1-5 要支援児童へのきめ細かな取り組み

専門的な知識や技術を要する支援や特別な配慮が必要な子どもや家庭に対して、国や県が行う施策と連携し、一人ひとりの状況に応じた支援・対応を行います。

### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会の運営・強化	代表者会議、実務者会議を定期的に開催し、要保護児童等に係る情報共有を図るとともに、専門資格を持つ職員を調整担当者として配置するよう努めます。	福祉課
児童虐待の早期発見と予防	健康相談や健康診査等を通じて児童虐待の早期発見・予防ができるよう関係機関の連携を図ります。また、県内一斉オレシズリボンキャンペーンに参加するなど、児童虐待防止の啓発に努めます。	福祉課
ひとり親家庭の支援施策の周知	ひとり親家庭等医療費助成や県が実施する母子（父子）寡婦福祉資金貸付制度などのひとり親家庭向け支援施策のより一層の情報提供に努めます。	福祉課
障害に関する研修の充実	教員や保育教諭をはじめ、子どもに係る全ての者が障害に対する正しい知識と理解を深めるために、研修の充実を図っていきます。	教育委員会
障害児等家庭への相談・支援	障害を持つ子どもの保護者が自主的に行うサークル活動等に対し、相談や助言などの支援を行います。	福祉課
発達障害等のある子どもの療育支援	就園前の心身の発達について心配のある幼児、育児不安等を抱える家族を対象として、療育教室（なかよし教室）を実施し、子どもと家庭の健全育成を図ります。また、親子がゆっくりと遊べる機会を確保するため、託児等のボランティアの確保に努めます。	健康保険課 福祉課
医療的ケア児支援者連携推進協議会の推進	医療的ケア児支援者連携推進協議会において、医療的ケア児をはじめ障害を有する子どもと家庭を支援するため、支援体制の整備を進めます。	福祉課
通級指導教室の設置・運営推進	小中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障害がある子どもに対して、障害の程度に応じた個別の指導を行う「通級指導教室」を実施・推進します。	教育委員会
子どもの未来応援計画の進捗管理及び推進	子どもの貧困対策については、平成 29 年度に策定した「平群町子どもの未来応援計画」に則して推進します。なお、本計画と関連する取り組みが多いことから、重層的に取り組みます。	福祉課

## 1-6 経済的支援の充実

国や県の補助金等を活用して、子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図ります。

### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
児童3手当の周知	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当といった子育てのための経済的支援施策の周知を徹底します。	福祉課
保育料の負担軽減	各家庭の収入状況等に応じて、国の基準よりも安価な保育料でこども園などの教育・保育施設を利用できるように引き続き保育料の負担軽減に努めます。	福祉課 教育委員会
就学援助制度の推進	生活保護法による扶助を受けている世帯を対象とする要保護認定者及びそれに準ずる程度に困窮しており、就学が困難な状況の世帯を準要保護認定者とし、国が定める基準に基づき子どもの就学援助を推進します。	教育委員会
実費徴収に係る補足給付事業の推進	新制度に移行していない幼稚園に対して、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対して副食費に係る費用の公費による負担軽減を行うとともに、制度周知に努めます。	教育委員会

## 基本目標 2 健やかに生み育てる環境づくり

### 2-1 子どもや母親の健康の確保

子どもを望む家庭が妊娠、出産できるように経済的支援等を行うとともに、妊婦や母の孤立を防ぎ、母子がともに健康に生活できるような支援に取り組みます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
安心して妊娠、出産ができる体制の強化	安心して妊娠出産ができるよう、妊娠届出時に作成するアセスメントシート等によりすべての妊婦の状況を把握し、状況に応じた相談やハイリスク妊婦への個別支援を行います。喫煙や飲酒等の問題に対しても啓発や個別支援を強化します。	健康保険課
マタニティママ支援事業	母子の触れ合いが自然にでき、親となる人の育児力を引き出すため、子どもと自然に触れ合う機会を作ります。 また、1歳未満児の育児サークル「ばぶばぶ」をより多くの妊婦に活用してもらえるようPRするとともに、事業目的を丁寧に説明し、先輩ママの協力が得られるように努めます。	健康保険課
妊娠判定受診料補助事業	町民税非課税世帯の女性（生活保護世帯を含む）を対象として妊娠判定に要する費用を公費負担します。制度周知に努め、経済的不安を抱える家庭を支援します。	健康保険課
不妊・不育治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、奈良県では「特定不妊治療費助成事業」（体外受精、顕微受精が対象。所得制限あり、受診医療機関の指定あり）を実施しています。平群町では「一般不妊治療費の助成事業」（特定不妊に該当しない不妊治療）と「不育治療費の助成事業」を行っています。	健康保険課
不妊の相談及び情報提供の充実	不妊に関する不安や悩みを解消するために、奈良県不妊専門相談センターの紹介や情報提供を行います。また、不妊治療に対する正しい理解を広めていくために、広報紙等を通じた啓発活動に努めていきます。	健康保険課
親と子の健康づくり支援の充実	乳幼児健診は、子どもの発達確認、障害の早期発見とともに育児不安解消や虐待予防など母親の子育て支援の場として重要であるため、受診率の向上及び未受診児の100%把握に取り組みます。また、育児に不安を持つ育児者の減少をめざして、健診などを通じて育児者自身を支えるとともに、相談機関の情報提供を確実に実施します。	健康保険課

事業名	内容	担当部署
乳児家庭全戸訪問事業の推進	乳児家庭全戸訪問事業は、保健師だけでなく、地域と行政のパイプ役である主任児童委員が同行訪問しています。子どもの健康だけでなく、保護者の孤立防止や地域で子育てをする環境整備の一環として、同様の体制維持に努めます。	健康保険課

## 2-2 食育の推進

望ましい食生活は、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、食に関する知識の普及・啓発に向けた取り組みを推進します。

### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
妊娠期における食育の推進	生まれた後の子どもが健康に生活するためにも、妊娠期からの食育はとても大切です。妊婦の気持ちに寄り添い、その人の価値観やライフスタイルにあった食生活の助言を行います。	健康保険課
発達段階に応じた食育の推進	食育推進計画に基づき、食事に関心を持ち、乳幼児期から正しい食生活を推進するため、健診や試食等食の体験を通じて指導、啓発を行っていきます。 欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、教育機関等と連携し、給食や家庭科などの教育課程において、栄養教諭が中心となって食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進します。	健康保険課 教育委員会
バラエティ豊かな給食の促進	子どもの身体の健全な発達に資するため、学校やこども園の給食関係者が、必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、季節感を感じる行事食や旬の食材の使用に取り組んでいきます。	教育委員会

## 2-3 小児医療の充実

日常生活における子どもの安全確保のために、万が一の事故や急病時の応急措置などの対応方法の周知とともに緊急時に対応できる医療機関の周知に努めます。

### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
救急時の家庭での処置の周知	子どもの事故防止や不慮の事故・突発的な病気等に対する啓発を強化するとともに、保護者向けに事故予防講演会等を企画していきます。	健康保険課
医療機関と事故防止策の周知	休日診療や夜間対応が可能な医療機関の周知を行うとともに、家庭訪問や健診の機会等に事故防止策を周知できるよう検討します。	健康保険課
こども医療費助成の維持	こども医療費助成事業については、助成対象を0歳から18歳までとする現行制度を維持します。(奈良県基準では15歳までが助成対象)	福祉課

## 2-4 思春期保健対策の充実

子どもの成長に合わせた、健全な心と体に対する正しい知識を身に着けることができるような取り組みに併せて、思春期の子どもたちが持つ悩みや問題に対する支援体制の充実を図ります。

### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物が健康に与える影響について、正しい知識の普及啓発を図るための取り組みが全中小学校で実施できるように努めます。	健康保険課 教育委員会
次代の親の育成	乳幼児や子育てを行う親とのふれあい体験等を通じて、生命の尊さや家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義などを学ぶことを目的に、中学1年生を対象とした「思春期ふれあい体験学習事業」を行います。	健康保険課 教育委員会
相談体制の充実	県や関係機関の協力を得て、子どもや保護者、教職員への指導・助言が行える人材を配置し、相談体制の充実を図ります。	教育委員会

## 基本目標 3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

### 3-1 家庭や地域の教育力の向上

こども園や小・中学校、地域のボランティアと連携して家庭や地域での教育の重要性を伝え、地域において子どもが様々な学習機会を得られるよう取り組みます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
学習機会と情報の提供	こども園や小・中学校、教育委員会が連携しながら、育児関連講座の充実やセミナーの開催等、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させていきます。	教育委員会
子どもが乳幼児とふれあう機会の拡大	これから親になっていく世代が、子どもや子育ての大切さを実感できるように、園児と未就園児との交流、中学校での職業体験を通じての保育への参加など異年齢交流を進めます。	教育委員会
ブックスタート事業の推進	赤ちゃんとお母さん・お父さんが肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、かけがえのないひとときを「絵本の読み聞かせ」を介して持つことを応援するブックスタート事業を実施し、養成したボランティアを活用して絵本を配布し、読み聞かせの方法やその重要性について説明しています。この事業により、読み聞かせに対する意識が高まっているため、今後も事業を継続して実施します。	健康保険課
地域の教育力の向上	子どもは、家庭での教育とともに地域の人とふれあうことで社会的なマナーや人間関係を学びます。平群町には豊かな自然や活躍できる人材、まちづくりに係る様々な事業があり、これらを活用した世代間交流の推進、社会体験活動の充実、地域で子どもを支える意識の啓発等を図り、地域全体で子どもの学びを支える体制を構築していきます。	教育委員会



### 3-2 学校教育の充実

幼児教育から学校教育までの教育課程において、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくり、教職員の資質の向上などに一貫した学校教育の充実に努めます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
幼児教育の推進	家庭や地域との連携を図りながら、自然体験、社会体験などの生活体験を重視し、幼児の豊かな心情を培う幼児教育を推進します。	教育委員会
特別支援教育の充実	一人ひとりの子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。	教育委員会
教育環境の充実	学校施設の老朽改善と合わせ、今後も、子どもが安心・快適に学校生活を過ごせるように引き続き時代に合わせた教育環境の充実を図ります。	教育委員会
地域に開かれた学校づくりの推進	学校、家庭、地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を教育ボランティアとして活用するなど、世代を超えた交流を促し、地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。	教育委員会
信頼される学校づくりの推進	保護者や地域社会との連携を深めるとともに、児童生徒、保護者、学校関係者へのアンケート調査や学校の自己評価、及び評価結果の公表などを実施し、学校評価システムの結果を活用しながら、信頼される学校づくりを進めます。	教育委員会
保育教諭の資質向上	教育・保育ニーズの増加や多様化に対応し、保育の質の向上を図るため、保育教諭一人ひとりが保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めます。さらに、保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り、協働性を高めます。	教育委員会
教職員の資質の向上	教職員の自主的・主体的な研修を奨励・支援し、支援体制の整備を図るとともに、指導に対しての自信と責任と自覚を持った組織体として、力量を高めていきます。 また、町主催の教職員研修では外国語やICTなどニーズに応じたテーマを取り上げるように努めます。	教育委員会
学校教育におけるスポーツ環境の充実	地域におけるスポーツ指導者や学校間で連携するとともに、中学校に部活指導員を配置し、学校教育におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。	教育委員会

### 3-3 子どもの豊かな心の育みの支援

子どもたちは成長するにともなって、学校や友人、家庭内において様々な悩みや問題を経験します。子どもたちの成長にともなって豊かな心の育みが図れるよう、支援体制の充実に努めます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
家庭・地域と学校との連携	児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境など総合的な視点から対処できるように、関係機関や地域関係者等との連携を強化していきます。	教育委員会
子どもの悩み相談体制の充実	現在、いじめや不登校などに悩みを抱える児童・生徒の心の問題について適切に対応するためスクールカウンセラーが1名配置されています。相談者が増加しているため、引き続き県の支援によりスクールカウンセラーを配置するなど、悩みを持つ子どもや保護者に対し、関係機関が協力し合って切れ目ない相談・支援をしていけるよう体制の充実に努めます。	教育委員会
人権を重視した教育の推進	一人ひとりの子どもたちの人権尊重を最重点に置き、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度がとれるように学校での学習を通じて、人権意識の醸成を図ります。	教育委員会
少年非行・ひきこもり・不登校対策の強化	子どもは思春期を迎えると様々な心の問題に直面します。保護者、学校、こども家庭相談センター、警察、民生児童委員、ボランティア等が互いに連携して、少年非行・ひきこもり・不登校・いじめ問題に迅速に対応できるように努めます。	教育委員会

## 基本目標 4 仕事と家庭生活を両立させる社会づくり

### 4-1 仕事と生活の調和の推進

子どもたちは成長するにともなって、学校や友人、家庭内において様々な悩みや問題を経験します。子どもたちの成長にともなって豊かな心の育みが図れるよう、支援体制の充実に努めます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
働き方の見直しについての意識啓発	男性も含め今までの働き方を変えることによって、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発を行っていきます。	総務防災課
多様な働き方の実現に向けた啓発	仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働きやすい環境づくりや労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。	総務防災課
男女共同参画意識の向上	家庭における男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、育児や介護などの家族的責任に対する一層の啓発活動に努めます。 また、老若男女様々な人々に、性差による差別をなくす働きかけや情報提供を、あらゆる機会を通して図っていきます。	総務防災課
父親参加の促進	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診等の場面で父親の育児参加を促していきます。 また、子育て支援センターにおいて、父親の育児を応援する子育て支援講座等の開催を図ります。	健康保険課 福祉課
特定事業主行動計画の推進	「平群町特定事業主行動計画」に基づいて、平群町における次世代育成支援対策に関する取り組みを進めるとともに、各年度の実施状況報告を行います。	総務防災課

### 4-2 次代の親となる若い世代への支援

次世代を担う若い世代の婚姻や就労を支援するため、県との連携による多様な場づくりや機会の充実に努めます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
「ならジョブカフェ」の啓発	若い世代の就労を支援するために、県が行う「ならジョブカフェ」の啓発に努めます。	福祉課
「なら出会いセンター」の啓発	結婚を望む若者に出会いの場を提供する「なら出会いセンター」の啓発に努めます。	福祉課

#### 4-3 幼児期の教育・保育事業の充実

子育て世帯の多様なあり方や保育ニーズの高まりに対応するため、地域子育て支援事業を中心とした保育サービスの充実と保育教諭の人員確保や資質向上に努めます。

##### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
既存保育サービスの維持と周知	現在実施している通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等は維持するとともに、サービスの質の向上を図ります。病児・病後児保育事業や町外委託契約をしているトワイライトステイ事業やショートステイ事業については、事業の周知を図ります。	福祉課 教育委員会
育児休業後の円滑な受け入れ体制の整備	保育サービスの利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう保育教諭の人材確保など受け入れ体制の整備に努めます。	教育委員会
地域型保育の導入検討	3歳未満児の保育（3号）についてはこども園での保育を中心としますが、必要に応じてこども園と連携した地域型保育（小規模保育等）の民間参入を含めた導入について検討します。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の検討	安心して子育てができる環境整備を図るため、育児の支援を受けたい人（依頼会員）と育児の援助をしたい人（援助会員）が会員として登録し、住民同士が子育てを支え合う子育てサポートクラブ事業を推進します。また、利用状況等を踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業への移行を検討します。	福祉課
病児・病後児保育の推進	各こども園に保健師等を配置して実施している病児保育（体調不良型）を継続します。また、病児保育については、近隣5町実施している「いちごルーム」の制度周知に努めます。	福祉課 教育委員会

## 基本目標 5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### 5-1 子育てを支援する生活環境の整備

子どもたちが安全で安心して育つよう、安心して遊べる遊び場の整備、公共施設等のバリアフリー化などの安全で安心できる生活環境の整備に努めます。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
安心して遊べる遊び場の整備	公園等の遊び場は、子どもが遊ぶだけでなく、住民全体の身近な憩いとやすらぎの空間であり、世代間や子育て世代同士の交流が図られるなど地域のコミュニティを支える有効な場です。安心して遊べる場所を提供できるよう、遊具の点検、樹木の管理に努め、老朽化している遊具については、地域の状況を踏まえつつ、修繕を進めます。	都市建設課
公共施設等のバリアフリー化	未整備の公共施設等においては、子どもたちが安全で安心して利用できるように、公共施設の維持、整備に努めます。	町全体

### 5-2 安全な道路交通環境の整備

幹線道路や交通安全施設の整備など、子どもの交通安全の確保に必要な取り組みと併せて、子どもや親、ドライバーが交通安全に対する意識を高めるための取り組みを行います。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
幹線道路の整備促進	歩行者が安全に通行できるよう歩車分離を行うべく、今後も用地確保等に努めます。また、一定の用地確保ができ次第、工事を進めていきます。	都市建設課
ユニバーサルデザインに対応した生活道路の整備	生活道路等の整備・改修の際には、歩道の拡幅や段差解消などのバリアフリー化を進めるとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れるように努めます。	都市建設課
交通安全施設の整備・改良	関係課と連携を図り、通学路等における危険箇所の把握、点検に努め、ガードレールやカーブミラーの設置など通学路の整備を引き続き推進します。	都市建設課
交通安全教育の推進	ドライバーに対する交通マナーの向上を促し、安全運転の啓発を進めます。交通安全の関係団体などの連携をもとに子どもたちに交通安全教育の充実を図ります。	住民生活課

### 5-3 子どもを犯罪等から守る活動の推進

子どもを犯罪や事件から守るために、地域住民や関係団体等と連携した活動を推進します。

#### ◇施策の方向性

事業名	内容	担当部署
犯罪を防止する環境づくり	<p>学校やPTA、各種団体等が協力して地域ぐるみで活動を行うとともに、防犯意識の高揚と啓発に努めます。</p> <p>夜間の安全性を高める防犯灯の設置支援、青色防犯パトロールの継続を行っていくとともに、自主パトロール団体の結成等に向けて啓発を進めていきます。</p> <p>「子ども110番の家」については、通学路等の現状に応じて見直すことにより、地域全体でより効果的な安全確保を図っていきます。</p>	住民生活課
安全教育の啓発	<p>こども園、小中学校、家庭での安全教育の徹底を図ります。</p> <p>防犯講習等を実施し、子育てサークルや地域に呼びかけ、安全に対する指導を徹底していきます。</p>	住民生活課
子どもを取り巻く有害環境浄化対策の推進	<p>自動販売機、書店、コンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上で、性、暴力、自殺等の有害情報がはびこり、子どもへの悪影響が懸念される状況にあることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、子どもを取り巻く有害環境の浄化に努めます。</p> <p>また、スマートフォンの普及に伴いインターネットやSNSによる問題が多くなってきていることから、子どもたちのみならず、親、教師に対しても、スマートフォンのもつ有害性についての啓発（講演会等）を行っていきます。</p>	教育委員会

## 第6章 教育・保育及び地域子育て支援事業計画の 量の見込みと確保方策

## 1. 教育・保育提供区域の設定

### (1) 区域設定の考え方（国の基準）

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、及び現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し地域の実情に応じて、市町村が定めることとなっています。（小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な範囲）

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

本町では小学校区 3、中学校区 1、保健福祉センター区域 1、行政区単位 1 となっています。

### (2) 区域設定

比較検討の結果、教育・保育の視点から、提供する教育・保育を保護者や子どもが地域を超えて利用できる、町全域を 1 区域と定めます。

なお、住民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

また、事業計画の見直しの時期において区域設定についても、必要があれば、併せて見直し検討を行います。

小学校区	中学校区	保健福祉センター区域
町立平群小学校	町立平群中学校	平群町保健福祉センター
町立南小学校		
町立北小学校		



## 2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

### （１）幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

### （２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

○設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

○提供体制の確保については、幼保連携型認定こども園と平群北幼稚園を拠点として、令和6年度末までに各年度の量の見込みに対応できる確保方策を構築します。

【現在の状況】※平成31年4月1日現在

	1号 幼稚園	+	2号	+	3号 0～2歳	=	計
定員	320		329				649
利用	169 (3～5歳児)		278 (生後7か月～5歳児)				447

◇施設別園の定員（平成31年4月現在）

名称	住所	定員（人）
町立はなさとこども園	平群町大字福貴	130
町立ゆめさとこども園	平群町椿井	199
私立平群北幼稚園※1	平群町緑ヶ丘	320
合計※2		649

※ゆめさと幼保連携型認定こども園については、定員を199人とした上で、今後の利用動向に応じて施設の柔軟な活用が図れるよう想定しています。

【ニーズ量（必要利用定員総数）と確保方策】

令和2年度		1号 幼稚園	+	2号	+	3号		=	計
①量の見込み		144		193		0歳	1、2歳		448
② 確保 方策	特定教育・保育施設	144		193		11	100		448
	特定地域型保育事業	0		0		0	0		

令和3年度		1号 幼稚園	+	2号	+	3号		=	計
①量の見込み		151		202		0歳	1、2歳		465
② 確保 方策	特定教育・保育施設	151		202		11	101		465
	特定地域型保育事業	0		0		0	0		

令和4年度		1号 幼稚園	+	2号	+	3号		=	計
①量の見込み		142		190		0歳	1、2歳		443
② 確保 方策	特定教育・保育施設	142		190		11	100		443
	特定地域型保育事業	0		0		0	0		

令和5年度		1号 幼稚園	+	2号	+	3号		=	計
①量の見込み		146		196		0歳	1、2歳		453
② 確保 方策	特定教育・保育施設	146		196		11	100		453
	特定地域型保育事業	0		0		0	0		

令和6年度		1号 幼稚園	+	2号	+	3号		=	計
①量の見込み		147		198		0歳	1、2歳		455
② 確保 方策	特定教育・保育施設	147		198		11	99		455
	特定地域型保育事業	0		0		0	0		

【確保方策】

平群町には、幼保連携型認定こども園が2か所、私立幼稚園が1か所あります。  
今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、必要な量の見込み及び確保方策について設定します。なお、令和元年度実績は令和2年2月末の実績からみる推計値とします。

#### (1) 利用者支援事業\_福祉課

##### 【概要】

子ども及びその保護者が、こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行います。

##### 【実施方針と確保方策】

身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、虐待などの予防的な効果も期待されることから、子育て支援センターを中心に利用者支援の実施、充実に努めます。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み	か所数	1	1	1	1	1	1
確保方策	か所数	1	1	1	1	1	1
	<現状> 平群町子育て支援センターで実施 <方策> 現状の体制で対応						

#### (2) 延長保育事業（時間外保育事業）\_教育委員会

##### 【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常保育の時間外に保育が必要な場合、こども園において保育を実施します。

##### 【実施方針と確保方策】

それぞれのこども園で実施し、見込まれる利用人数に対応できる体制が整っています。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み	見込まれる利用人数 (人)	117	131	133	135	137	139
確保方策	確保量(人)	117	131	133	135	137	139
	<現状> はなさとこども園、ゆめさとこども園で実施 <方策> 現状の体制で対応						

### (3) 放課後児童健全育成事業\_教育委員会

#### 【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後に小学校の余  
裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

#### 【実施方針と確保方策】

利用ニーズが高まっており、低学年を中心に年々増加傾向にあるため、定員数を増加させて提供体  
制を整備します。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見込み	合計(人)	247	260	238	247	237	223
	1年生	75	88	64	85	69	63
	2年生	56	50	59	43	60	47
	3年生	48	48	42	48	36	49
	4年生	33	35	34	30	36	26
	5年生	22	28	26	27	23	27
	6年生	13	11	13	13	13	11
確保方策	確保量(人)	248	280	280	280	280	280
	<現状> 全小学校区で実施(定員248人) <方策> 現状の体制で対応(令和2年度より定員を280人に変更)						

※推計見込の方法：今後の児童数の推移見込を元に、現在の学年ごとの入所率を乗じて得た数値

#### 「新・放課後子ども総合プラン」への対応について

引き続き学童保育所(放課後児童健全育成事業)の運営及び放課後子ども教室を実施し、それぞれの事業実施に関しては今後の児童の推移や利用者ニーズ(人数、内容)の動向を勘案して、行政・学校・地域が連携し、子どもの安全な居場所づくりと放課後児童対策の充実を図れるよう検討します。

#### (4) 子育て短期支援事業\_福祉課

##### 【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

##### 【実施方針と確保方策】

ニーズ調査結果ではニーズはありませんでしたが、緊急時等の利用に対応できる提供体制を整備します。現在の契約施設は1施設ですが、令和6年度までに3施設との契約を目指します。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み	見込まれる利用 (人日/年)	0	14	14	14	14	14
確保方策	確保量(人日/年)	14	14	14	14	14	14
	か所数	1	3	3	3	3	3
	<現状> 近隣契約施設で実施 <方策> 契約施設を3か所に増やして対応						

#### (5) 地域子育て支援拠点事業\_福祉課、教育委員会

##### 【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって、家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

##### 【実施方針と確保方策】

現状の実施施設平群町子育て支援センター（はなさとこども園内）とゆめさとこども園子育て支援室において、ますます充実した活動が行われるよう体制の充実を図ります。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み	見込まれる利用 (人日/月)	580	643	656	669	682	695
確保方策	確保量(人日/月)	580	643	656	669	682	695
	か所数	2	2	2	2	2	2
	<現状> 平群町子育て支援センター、ゆめさとこども園子育て支援室で実施 <方策> 現状の体制で対応						

## (6-1) 一時預かり事業（幼稚園型）\_教育委員会

### 【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事業等により、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする園児に対し、必要な保育を行います。

### 【実施方針と確保方策】

こども園、私立幼稚園等において、見込まれる利用量に対応できる提供体制を確保します。

			令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見 込 み	見込まれる利用 (人日/年)	こども園	1,027	1,057	1,069	1,081	1,099	1,112
		私立幼稚園	789	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
確保 方 策	確保量(人日/年)		1,816	2,881	2,893	2,905	2,923	2,936
	<現状> はなさとこども園、ゆめさとこども園、平群北幼稚園で実施 <方策> 現状の体制で対応							

## (6-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）\_教育委員会

### 【概要】

通常保育の対象とならない乳幼児で、保護者の病気や入院・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な乳幼児が利用するものです。

### 【実施方針と確保方策】

こども園において、見込まれる利用量に対応できる提供体制の確保に努めます。

			令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見 込 み	見込まれる利用 (人日/年)		1,683	1,608	1,637	1,666	1,697	1,726
確保 方 策	確保量(人日/年)		2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
	か所数		1	1	1	1	1	1
	<現状> ゆめさとこども園で実施 <方策> 現状の体制で対応							

## (7) 病児・病後児保育事業\_福祉課、教育委員会

### 【概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

### 【実施方針と確保方策】

病児・病後児対応型については、西和地域病児保育室「いちごルーム」で提供体制を確保します。また、体調不良児対応型については、ゆめさとこども園及びびはなさとこども園に保健師・看護師を配置して提供体制を確保します。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見込み	病児・病後児対応型 (人日/年)	13	210	210	210	210	210
	体調不良児対応型 (人日/年)	652	700	700	700	700	700
確保方策	病児・病後児対応型 (人日/年)	62	288	288	288	288	288
	体調不良児対応型 (人日/年)	652	700	700	700	700	700
	<現状> 病児・病後児対応型を西和地域病児保育室「いちごルーム」で、体調不良児対応型を各こども園で実施 <方策> 現状の体制で対応						

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）\_福祉課

### 【概要】

乳幼児や児童を預かってほしい人と預かることができる人が、会員として登録し、会員同士で援助活動を有料で行う事業で、行政がこれを援助します。（登録事務、マッチング等の事務など）

### 【実施方針と確保方策】

本町では実施していませんが、就学前児童のニーズ調査で必要とする意見がみられたため、類似事業である子育てサポートクラブ事業の充実に努めます。また、子育てサポートクラブ事業の利用実績等を踏まえてファミリー・サポート・センターの設置を検討します。



## (9) 妊婦に対する健康診査\_健康保険課

### 【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

### 【実施方針と確保方策】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み	見込まれる人数	75	86	82	78	76	73
	健診回数*	1,050	1,204	1,148	1,092	1,064	1,022
確保方策	確保量（回）	1,050	1,204	1,148	1,092	1,064	1,022
	<現状> 健康保険課で実施 <方策> 現状の体制で対応						

※健診回数は妊婦一人あたりの健診助成回数を掛けて算出

## (10、11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業\_健康保険課

### 【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。

養育支援訪問事業は、次の者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うものです。

- 乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）
- 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）
- 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

### 【実施方針と確保方策】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

		令和1 年度推計	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見込み	乳児家庭全戸訪問 (見込まれる人数)	78	86	82	78	76	73
	養育支援訪問 (見込まれる延件数)	45	55	55	53	53	51
確保 方策	実施体制	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	<現状> 健康保険課で実施 <方策> 現状の体制で対応						

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業\_教育委員会

### 【概要】

給食の副食費など、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

### 【実施方針】

保護者の世帯所得等を勘案し、新制度に移行していない幼稚園に通う児童の副食費を助成します。

	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
実施予定の有無	有	有	有	有	有	有

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業\_福祉課

#### 【概要】

多様な主体による特定教育・保育施設等の設置・運営を促進し、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を実施するものです。

#### 【実施方針】

新規事業者への情報提供や認可化に向けた支援などに取り組みます。

# 資料編

## 1 平群町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 19 日条例第 25 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、平群町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項に掲げる事務
- (2) その他町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない時は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 平群町子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属等
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	新川 泰弘（会長）	関西福祉科学大学教育学部 准教授
子どもの保護者代表	内村 匠	はなさとこども園育友会 会長
	高木 和也	ゆめさと育友会 会長
	柳原 明子	平群町連合 PTA 会長
	堅尾 幸司（副会長）	平群町子ども会育成者連合会 会長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	林 今日子	はなさとこども園 園長
	大浦 みどり	ゆめさとこども園 園長
	岡部 仁彦	校園長会 会長（平群南小学校 校長）
	山田 千加子	子育て支援センター 所長
関係行政機関の職員	太田 育代	教育委員会総務課 主幹（こども園）
	浦井 久嘉	教育委員会総務課 主幹（学校教育）
	南 佳子	健康保険課 主幹（母子保健）

### 3 策定経過（子ども・子育て会議の開催状況等）

---

令和元年7月23日	第1回会議 ・平群町子ども・子育て会議の概要について ・平群町子ども・子育て支援事業計画の策定について ・子育て支援に関するニーズ調査の実施について
令和元年8月19日 ～9月4日	平群町子育て支援に関するニーズ調査
令和元年12月17日	第2回会議 ・平群町子育て支援に関するニーズ調査報告について ・第1期平群町子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ・平群町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
令和2年2月6日	第3回会議 ・第2期平群町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年2月14日 ～28日	パブリックコメントの実施
令和2年3月26日	第4回会議（コロナ予防対策として会議を自粛し、書面にて報告・承認） ・パブリックコメントの結果報告 ・第2期平群町子ども・子育て支援事業計画（案）について



---

## 第2期平群町子ども・子育て支援事業計画

発行：平群町 発行年月：令和2年3月 編集：福祉課  
〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号  
TEL 0745-45-1001（代） FAX 0745-45-0100

---